

益城町こども計画

(仮称)

骨 子 案

目次 ※本資料の目次です。計画書の目次ではありません。

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制.....	6
第2章 益城町の現状.....	7
1 こども・若者にかかる統計状況	8
2 アンケート等からみる状況.....	15
3 第2期町計画(令和2年(2020年)～令和6年(2024年))の施策評価	30
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 施策の体系	37
第4章 施策の展開.....	38
基本目標1 安心してこどもを生ま育てることができるまち	39
第5章 量の見込みと確保方策	40
1 教育・保育提供区域の設定.....	41
2 「量の見込みの算定」について.....	41
3 子ども・子育て支援給付の確保方策.....	42
4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策.....	43
第6章 計画の推進体制.....	44
1 家庭・地域・事業者・行政の役割	45
2 計画の推進体制.....	46
3 計画の達成状況の点検・評価	46

第1章 計画の策定にあたって

(1) こどもに関する政策の動向

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化・核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まり、こども・若者のひきこもり、自殺、犯罪をはじめとした生命・安全の危機など、こども・若者及び子育て家庭をめぐる様々な課題が顕在化しています。

このような中、国では5年(2023年)4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、これまで子ども・子育て支援法第61条に基づく「すくすくえがお益城っ子プラン(第2期益城町子ども・子育て支援事業計画)(以下、「第2期計画」という。)」を令和2年(2020年)3月に策定し、幼児教育・保育事業を提供するとともに、こどもの生きる力を育成する環境の整備やこどもの貧困対策の推進を図ってきました。

(2) 計画策定の目的

今回、第2期計画期間が令和6年度(2024年度)に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、こども基本法・こども大綱の趣旨を踏まえつつ、本町のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることに加え、若者対策等も視野に入れた「市町村こども計画」として、「益城町こども計画(仮称)」を策定します。また、本計画は義務計画である「子ども・子育て支援事業計画」を含むものです。

--- 「こども」の表記について ---

「こども」の表記には、「こども」「子ども」「子供」などがあります。

こども基本法では、青年期の者を含めて「こども」と表記され、「こども」について「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

このことを踏まえ、本計画においても、乳幼児期・学童期・思春期・青年期において必要な支援が特定の年齢で途切れないように支えていくことを明確化するため、法令に根拠がある語など特別な場合を除いて、ひらがな表記の「こども」や「こども・若者」を使用しています。

図表1:こども基本法の概要

目的 (第1条)	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する
「こども」の定義 (第2条)	18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義
「こども施策」の定義 (第2条)	「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取り組みのこと ●大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート (例：居場所づくり、いじめ対策等) ●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 など) ●家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 (例：親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への移行支援 など) ●これらと一体的に行われる施策 (例：教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕 など)
こども施策の 基本理念 (第3条)	①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備すること
地方公共団体 関連事項	【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する 【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表)各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等 【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい 【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める

図表2:こども大綱の概要

概要	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する
「こども」の定義	「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す ※ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
こどもまんなか社会	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
こども施策に関する重要事項	【ライフステージを通じた重要事項】 ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 【ライフステージ別の重要事項】 ○こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期までの切れ目のない保健・医療確保 等） ○学童期・思春期（質の高い公教育、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援 等） ○青年期（高等教育、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実 等） 【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

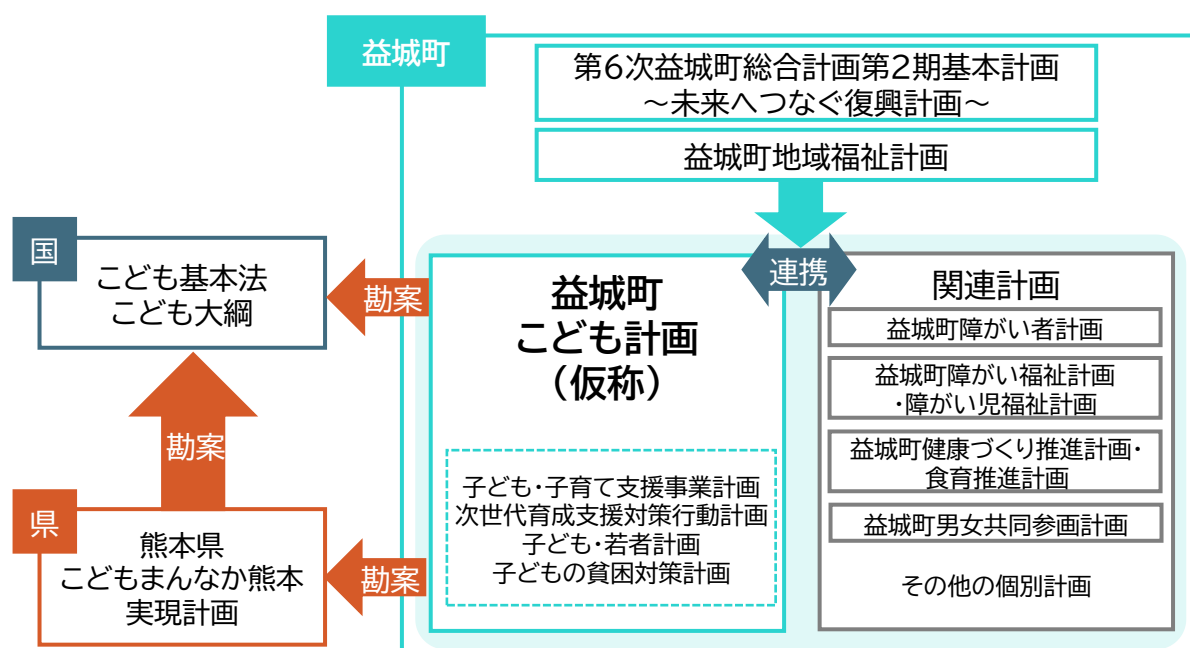
本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画を含みます。

本計画の対象は、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期(施策によっては40歳未満までのポスト青年期)としています。

策定にあたっては、「第6次益城町総合計画第2期基本計画～未来へつなぐ復興計画～」及び「益城町地域福祉計画」を上位計画とし、福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容を踏まえています。

図表3:計画の位置づけ



3

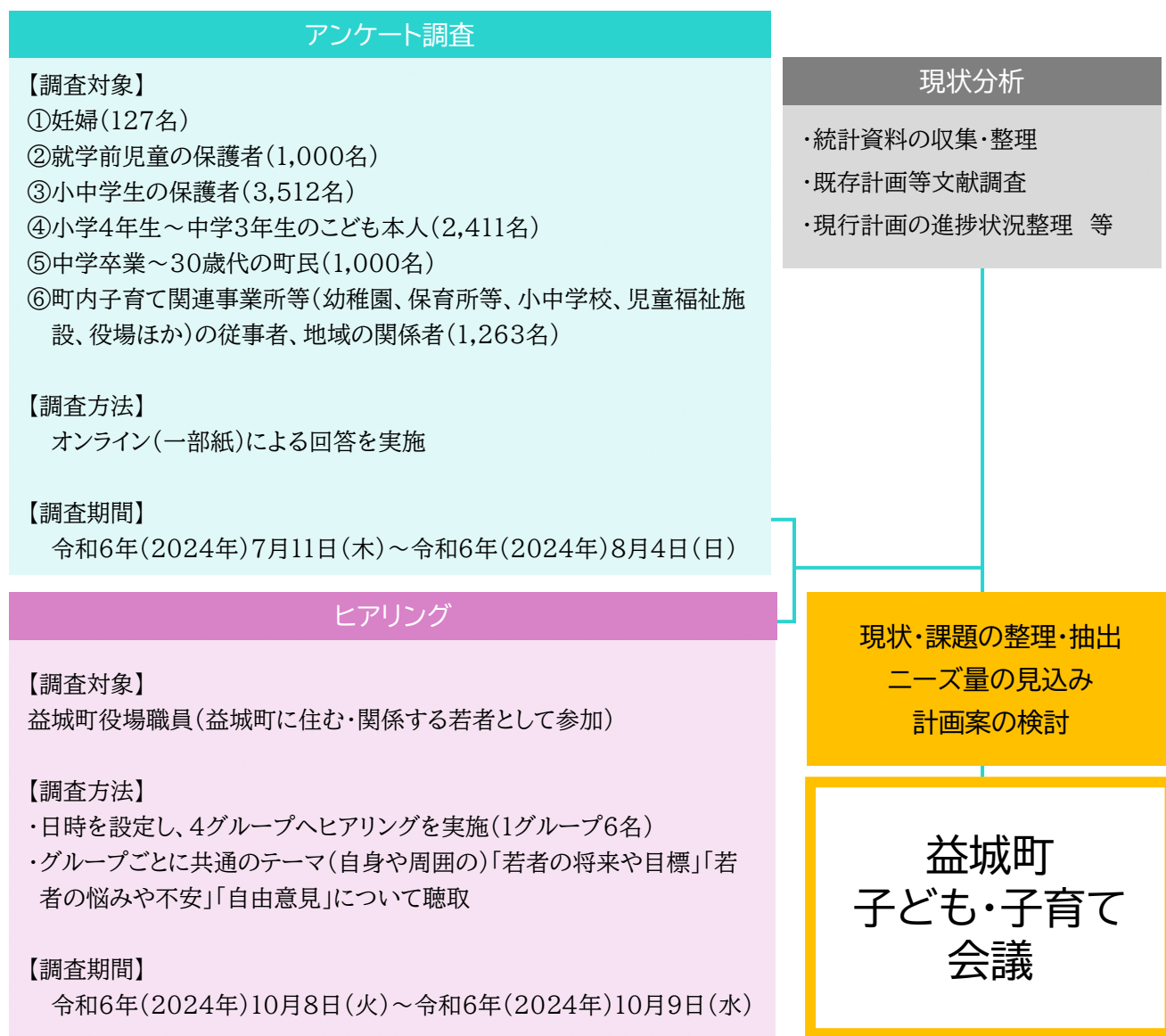
計画の期間

計画の期間は、義務計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の規定に基づき、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度～ (2030年度～)
本計画					
				● 次期計画策定	次期計画

4

計画の策定体制



第2章 益城町の現状

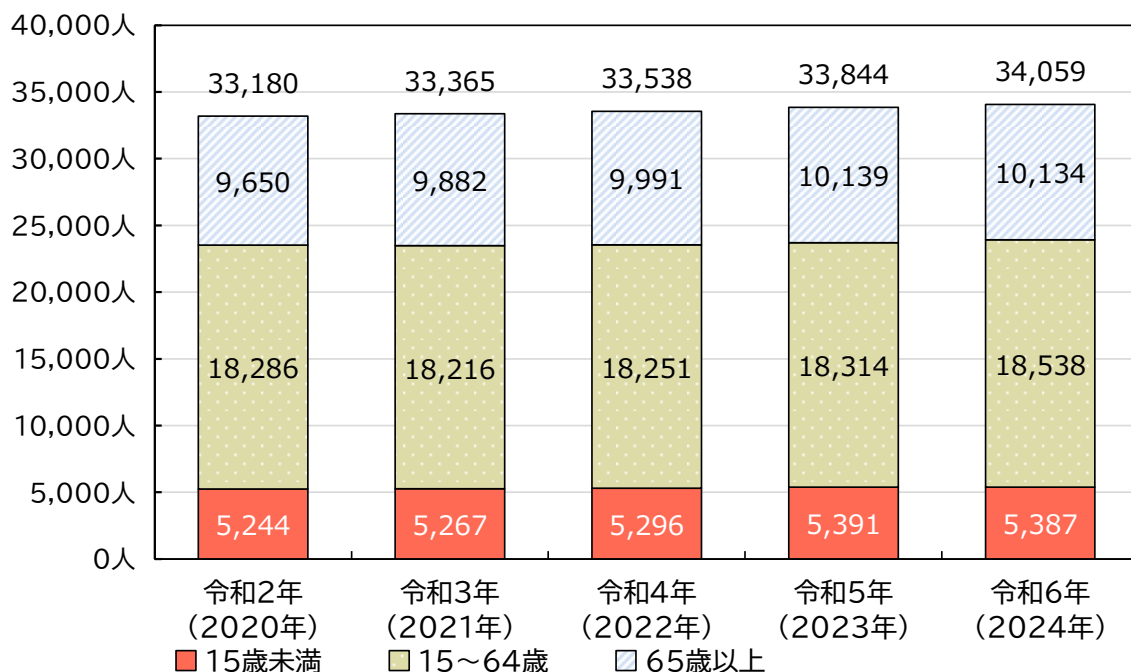
(1)人口・世帯の状況

①年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、令和2年(2020年)の33,180人から令和6年(2024年)の34,059人と5年間で879人増加しています。

年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)と年少人口(0～14歳)は、令和2年(2020年)から令和5年(2023年)にかけて増加し、その後は横ばいで推移しています。生産年齢人口(15～64歳)は、増加傾向にあります。

図表4:年齢3区分別人口構成の推移



単位:人

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	33,180	33,365	33,538	33,844	34,059
15歳未満	5,244	5,267	5,296	5,391	5,387
構成比	15.8%	15.8%	15.8%	15.9%	15.8%
15～64歳	18,286	18,216	18,251	18,314	18,538
構成比	55.1%	54.6%	54.4%	54.1%	54.4%
65歳以上	9,650	9,882	9,991	10,139	10,134
構成比	29.1%	29.6%	29.8%	30.0%	29.8%

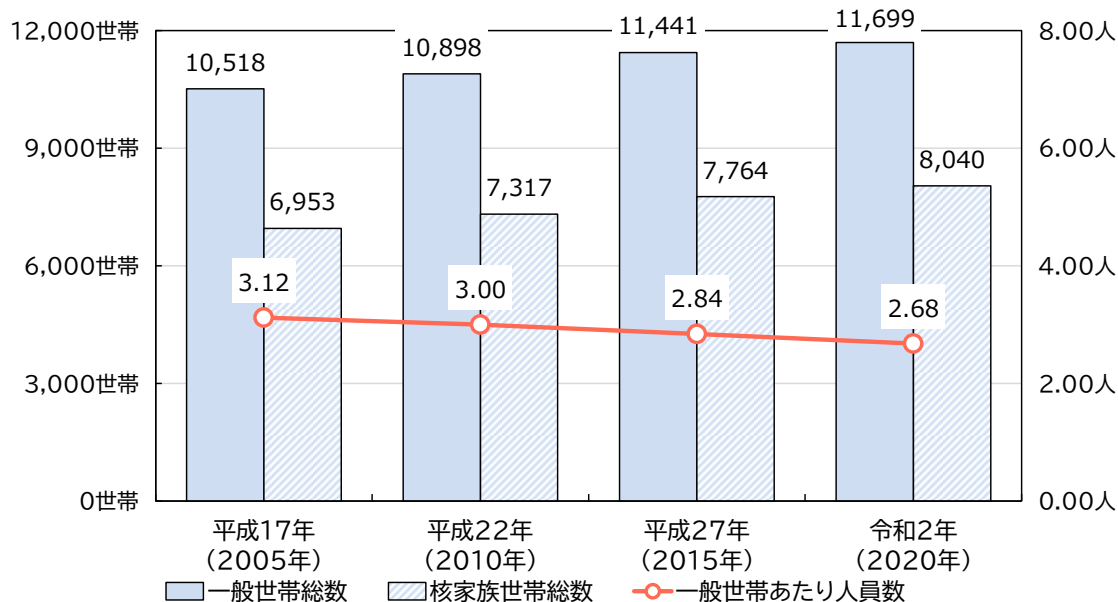
資料:住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

※合計値は年齢不詳を含む

②一般世帯数の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は増加傾向で、令和2年(2020年)では11,699世帯となっています。また、全国的な傾向と同様、核家族化が進んでいる状況にあり、一世帯あたり人員数では平成17年(2005年)の3.12人から令和2年(2020年)の2.68人と減少しています。

図表5:世帯構成の推移

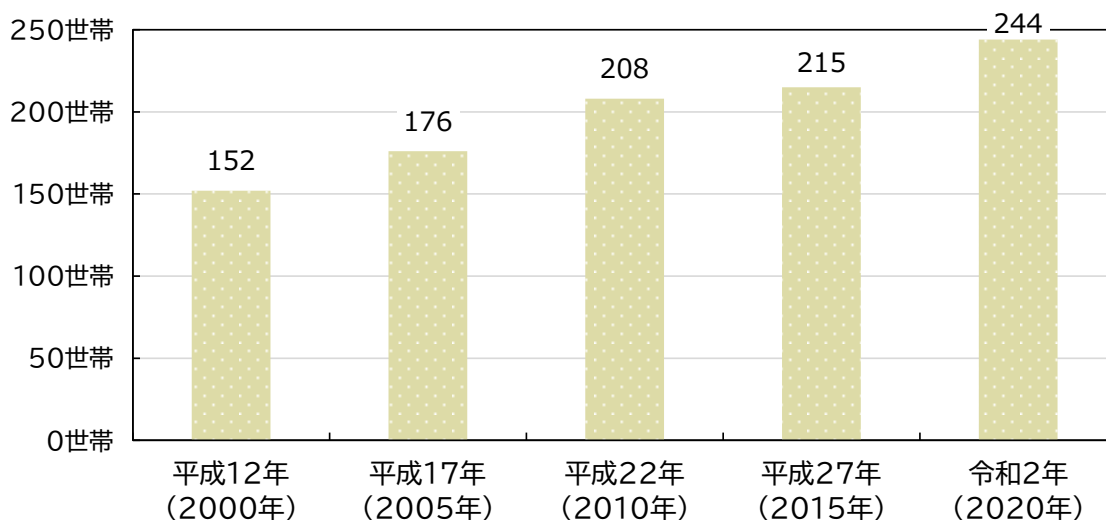


資料:国勢調査

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(未婚、死別又は離別の女親、男親とその未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯)の推移をみると、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)にかけて増加傾向にあり、令和2年(2020年)には244世帯となっています。

図表6:ひとり親世帯数の推移

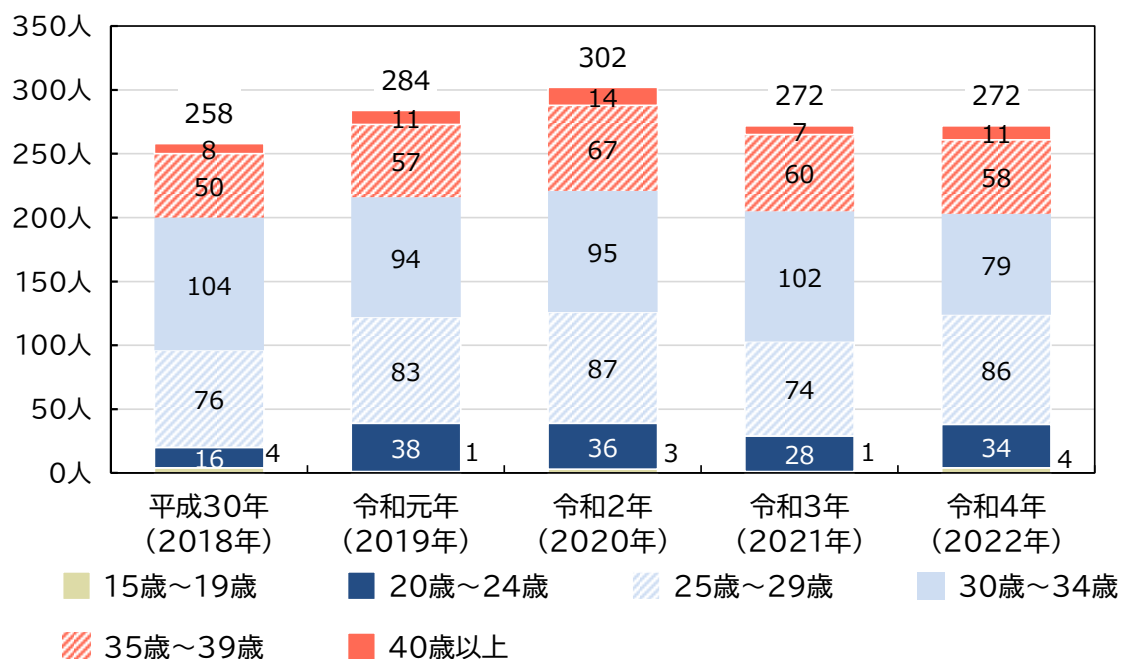


(2)出生の状況

①母親の年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生数の推移をみると、合計出生数は、平成30年(2018年)から令和2年(2020年)にかけて増加していましたが、令和3年(2021年)に減少し、以降は横ばいで推移しています。

図表7:母親の年齢別出生数の推移



単位:人

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
15歳～19歳	4	1	3	1	4
20歳～24歳	16	38	36	28	34
25歳～29歳	76	83	87	74	86
30歳～34歳	104	94	95	102	79
35歳～39歳	50	57	67	60	58
40歳以上	8	11	14	7	11
総数	258	284	302	272	272

資料:益城町

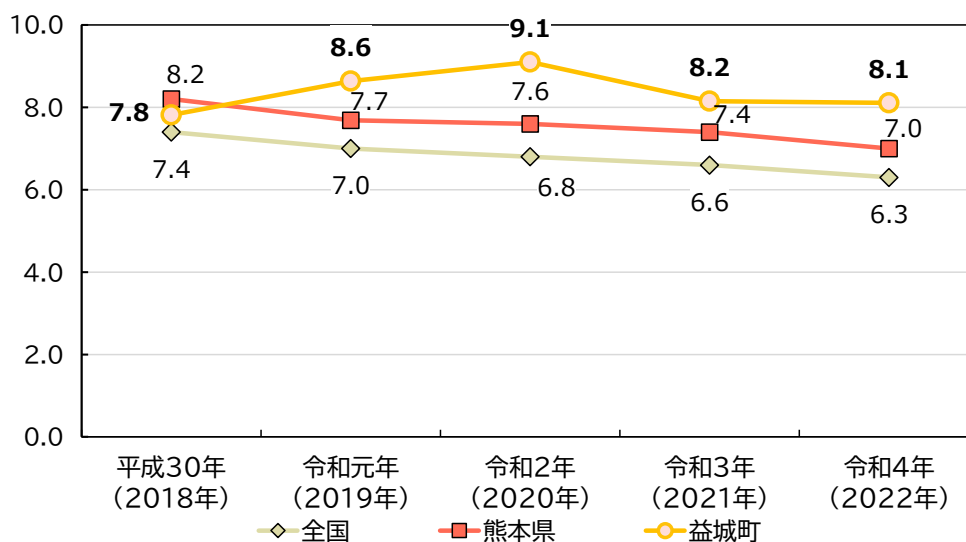
※年次単位[1月1日～12月31日]で算出

②出生率と合計特殊出生率の推移

出生率の推移をみると、平成30年(2018年)以降、全国、熊本県と比較して各年で上回っています。全国、熊本県と比較して高い出生率で推移しています。

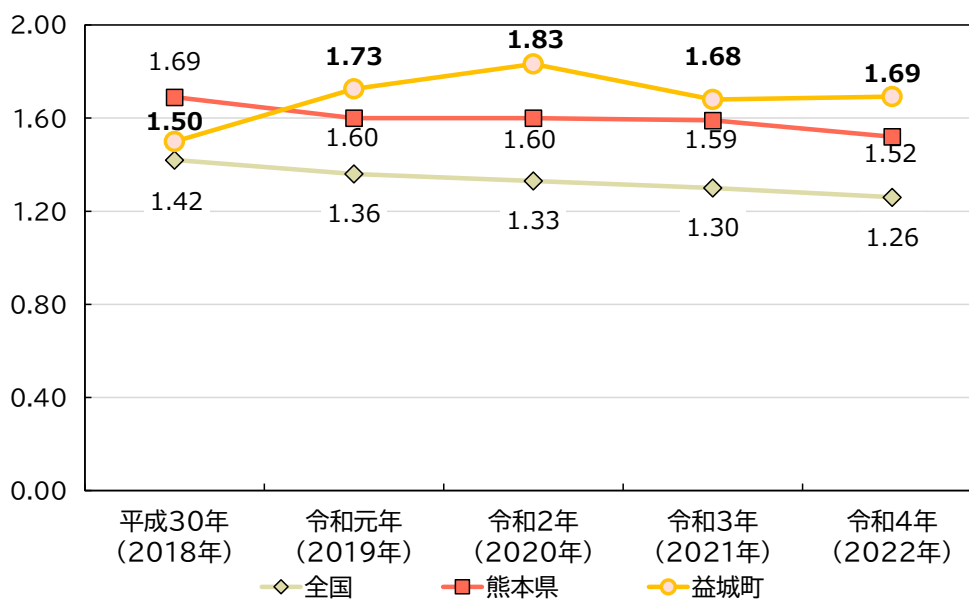
※合計特殊出生率：合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

図表8:出生率(人口千人対)の推移および国、熊本県との比較



資料:益城町は出生数(年次単位[1月1日～12月31日])から算出、
熊本県は熊本県衛生統計年報、国は厚生労働省「人口動態統計」

図表9:合計特殊出生率の推移および国、熊本県との比較



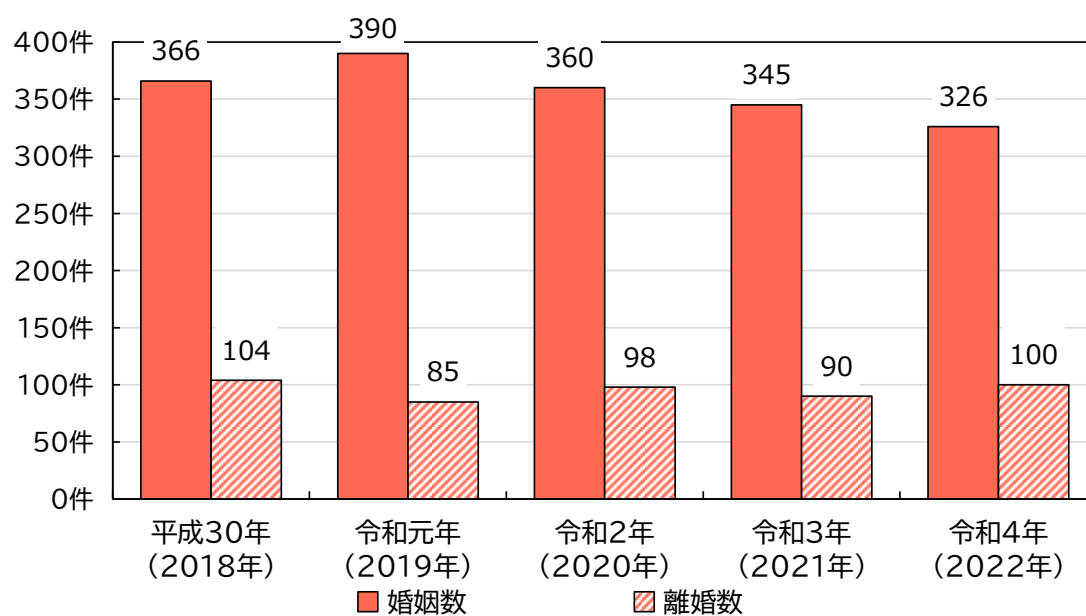
資料:益城町は出生数(年次単位[1月1日～12月31日])から算出、
熊本県は熊本県衛生統計年報、国は厚生労働省「人口動態統計」

(3)婚姻、就労の状況

①婚姻・離婚の状況

婚姻数の推移をみると、婚姻数は減少傾向にあり、令和4年(2022年)では326件となっています。また、離婚件数の推移をみると、増減はありますが、令和4年(2022年)では100件となっています。

図表10:婚姻数、離婚数の推移



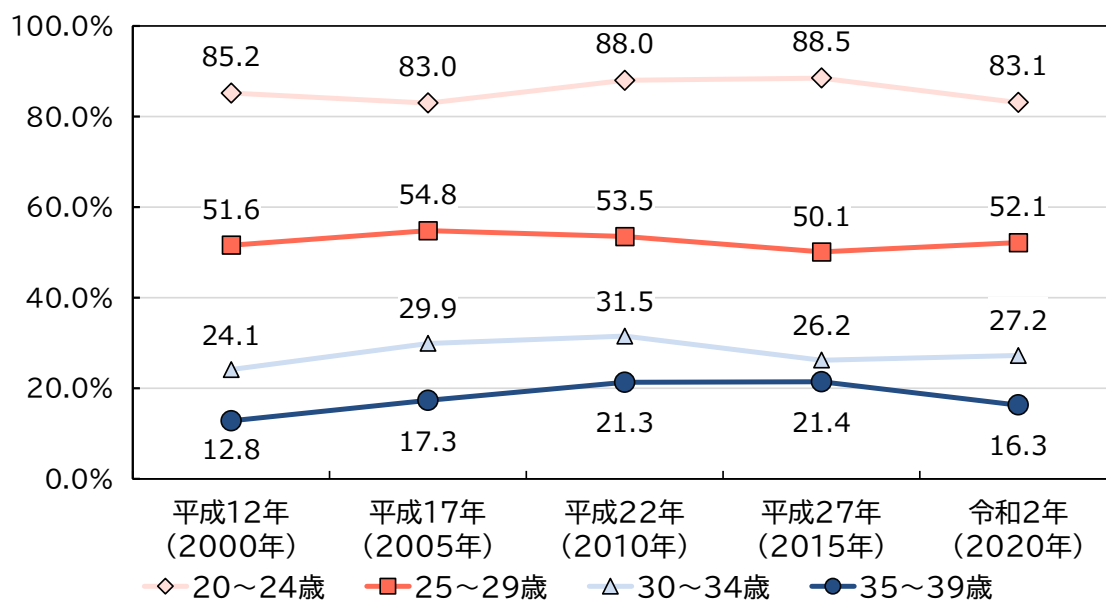
資料:益城町

②未婚率の推移

未婚率の推移をみると、女性では、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて、20～24歳では、約5ポイント減少しています。25～29歳と30歳～34歳では、1～2ポイント増加し、35～39歳では約5ポイント減少しています。

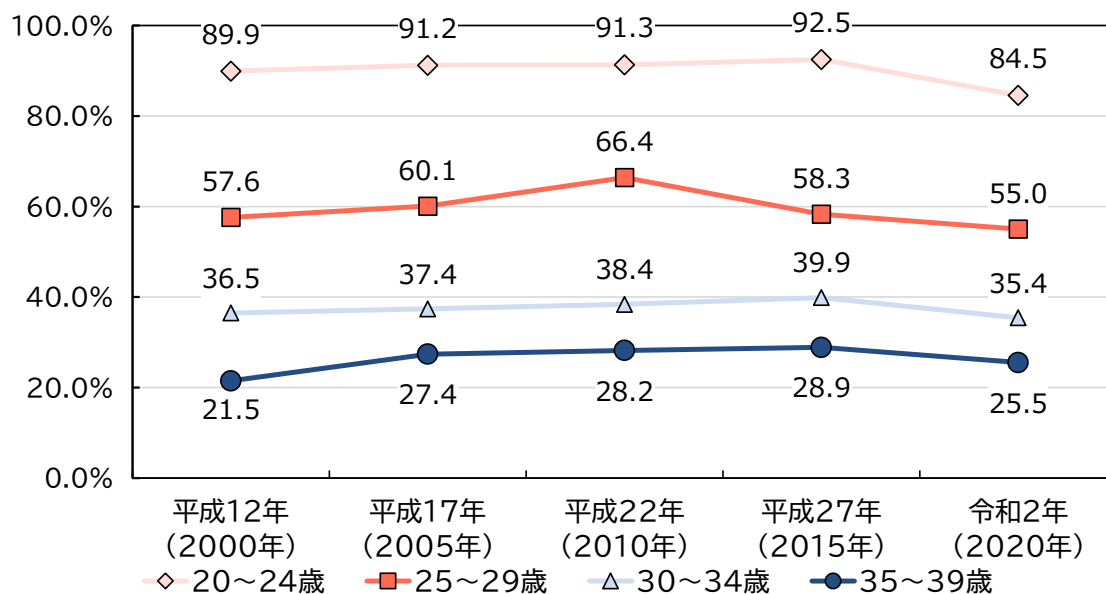
男性では、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて、全ての年齢層で減少傾向にあります。

図表11:女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

図表12:男性の未婚率の推移



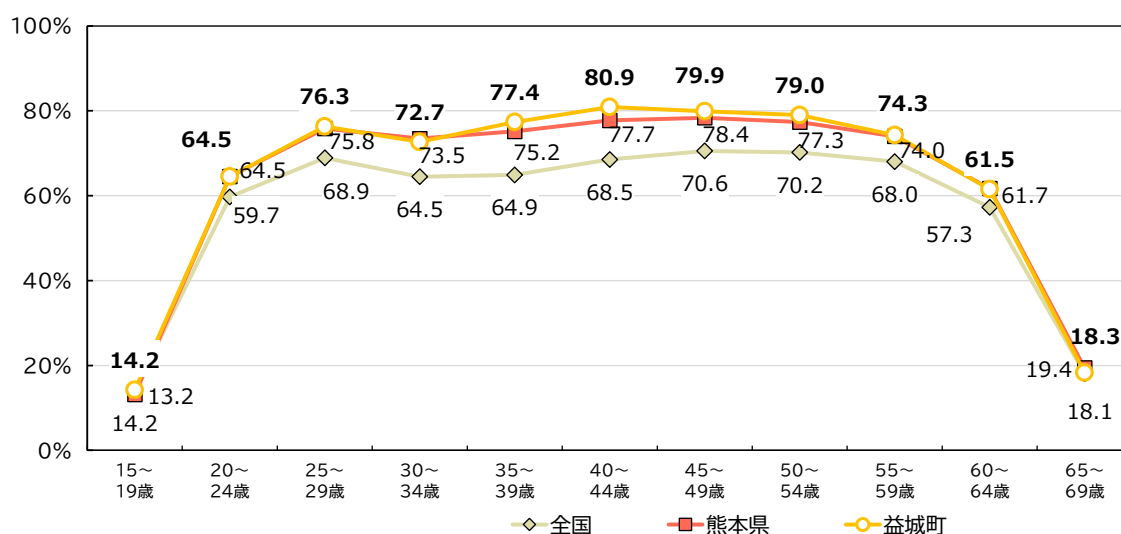
資料:国勢調査

③女性の就業の状況

女性の年齢階級別の労働力率のグラフをみると、全国・熊本県と同様に30代前半を中心に若干の落ち込みが見られるM字型となっていますが、女性における30代前半の労働力の落ち込みは出産・育児によるものと考えられます。

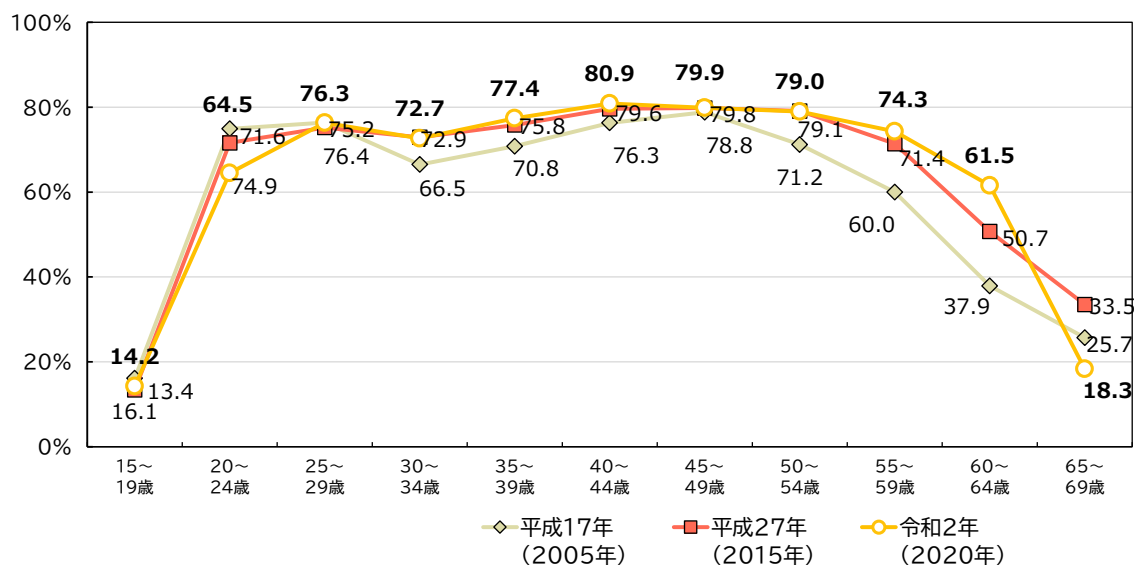
平成17年(2005年)、平成27年(2015年)と令和2年(2020年)を比較すると、女性では全体的に労働力率が上がっており、女性の社会進出による影響だと考えられます。

図表13:令和2年(2020年)の女性の年齢階級別労働力率および国、県との比較



資料:国勢調査

図表14:女性の年齢階級別労働力率の経年比較



資料:国勢調査

本計画の策定にあたり、本町の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く実態や施策ニーズを把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

◎調査の概要

調査期間	令和6年(2024年)7月11日(木)～8月4日(日)
調査方法	オンラインによる回答(一部紙による回答)
調査主体	益城町役場 こども未来課

◎調査対象者

調査対象者	略称	配布数	有効回収数	回収率
妊婦	妊婦	127件	10件	7.9%
就学前児童の保護者	就学前保護者	1,000件	321件	32.1%
小中学生の保護者	小中学生保護者	3,512件	258件	7.3%
小学4年生～中学3年生の子ども本人	小中学生本人	2,411件	421件	17.5%
中学卒業～30歳代の町民	若者本人	1,000件	41件	4.1%
町内子育て関連事業所等(幼稚園、保育所等、小中学校、児童福祉施設、役場、ほか)の従事者、地域の関係者	関係者	1,263件	234件	18.5%

◎調査の主な目的

調査対象者	主な目的
妊婦	教育・保育、子ども・子育て支援事業等の量の見込みのためのニーズ把握、子育て環境に対する保護者評価等の把握
就学前児童の保護者	
小中学生の保護者	
小学4年生～中学3年生の子ども本人	若者支援施策検討のための当事者の意識・支援ニーズ等の把握
中学卒業～30歳代の町民	
町内子育て関連事業所等(幼稚園、保育所等、小中学校、児童福祉施設、役場、ほか)の従事者、地域の関係者	子ども・若者支援の支援者側からみた課題等の把握

(1)妊婦、就学前保護者、小中学生保護者の結果

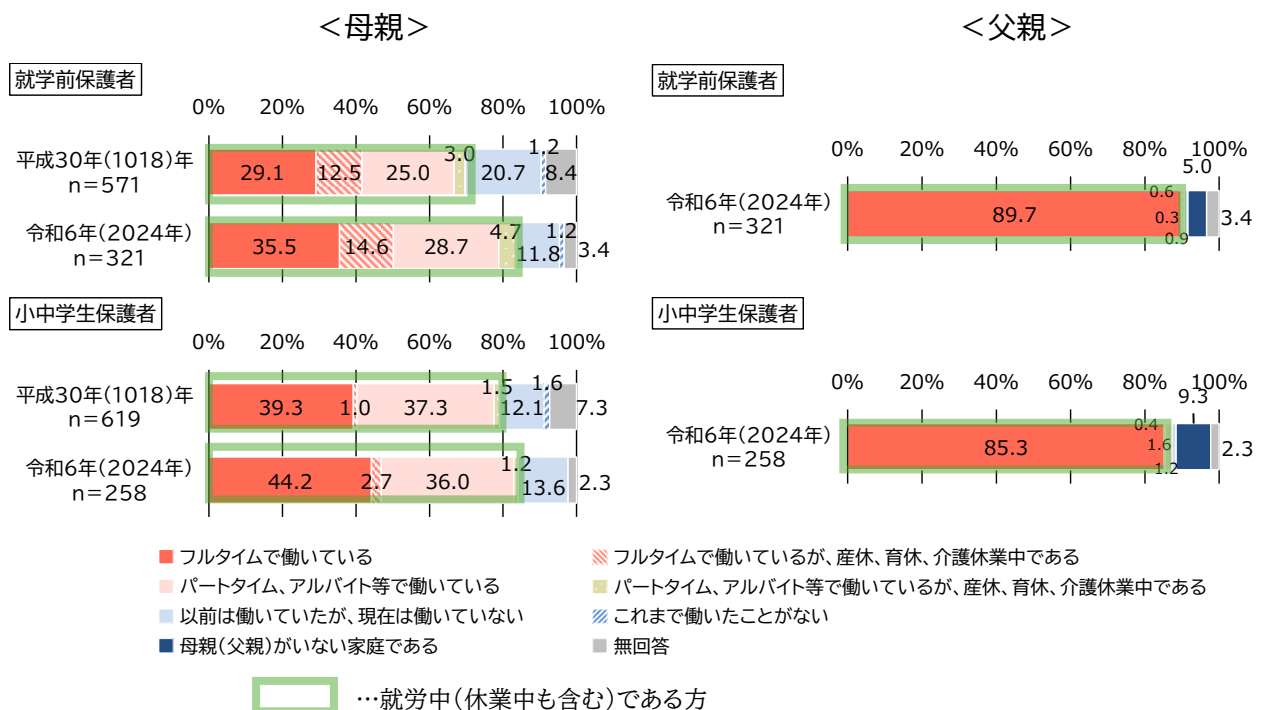
①保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前保護者では、就労中(休業中も含む)である方が全体の83.5%となっており、平成30年(2018年)のアンケート結果(69.6%)よりも約14.5ポイント増加しています。

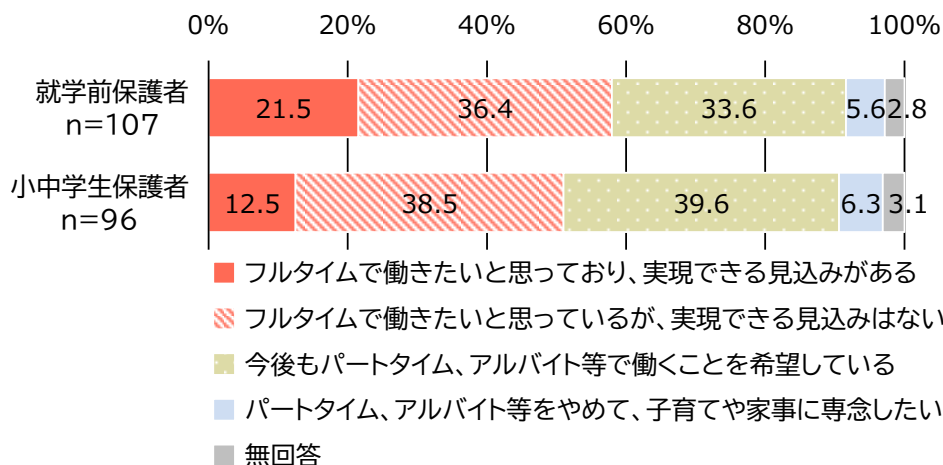
小中学生保護者では、就労中(休業中も含む)である方が全体の84.1%となっており、平成30年(2018年)のアンケート結果(79.1%)よりも約5ポイント増加しています。

また、パートタイム・アルバイト等で働く母親の今後の就労の希望をみると、「フルタイムで働きたいと思っているが実現できる見込みはない」が就学前保護者でも小中学生保護者でも40%近い結果となっています。

図表15:保護者の就労状況



図表16:働き方の希望



※「パートタイム、アルバイト等で働いている」または「パートタイム、アルバイト等で働いているが、産休、育休、介護休業中である」を選んだ方

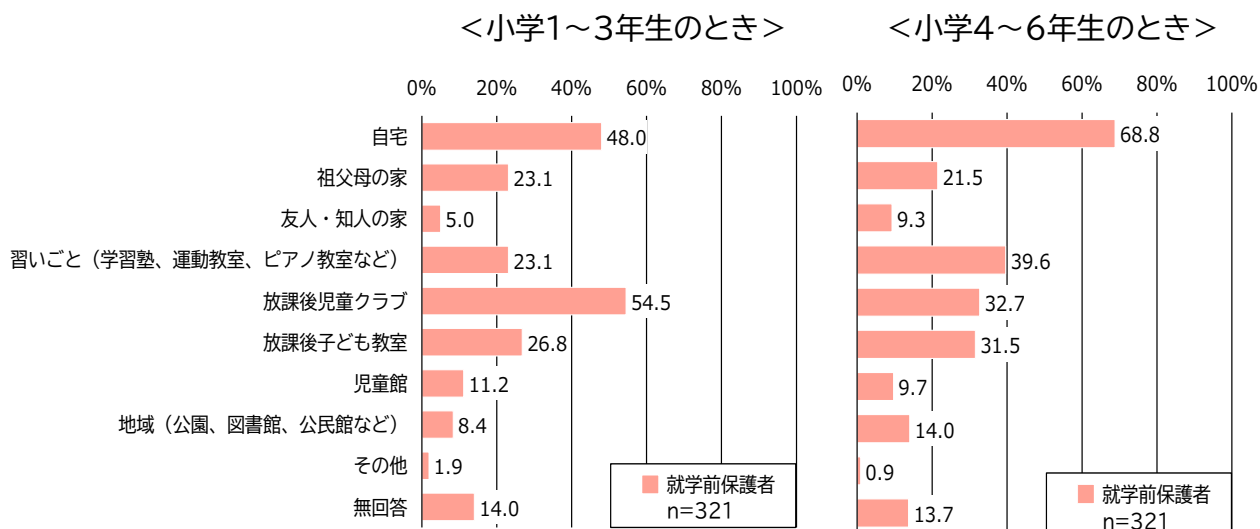
②放課後の過ごし方について

放課後を過ごさせたい場所の希望をみると、就学前保護者は、小学1～3年生では、「放課後児童クラブ」が54.5%で最も高く、次いで「自宅」が48.0%、「放課後子ども教室」が26.8%となっています。

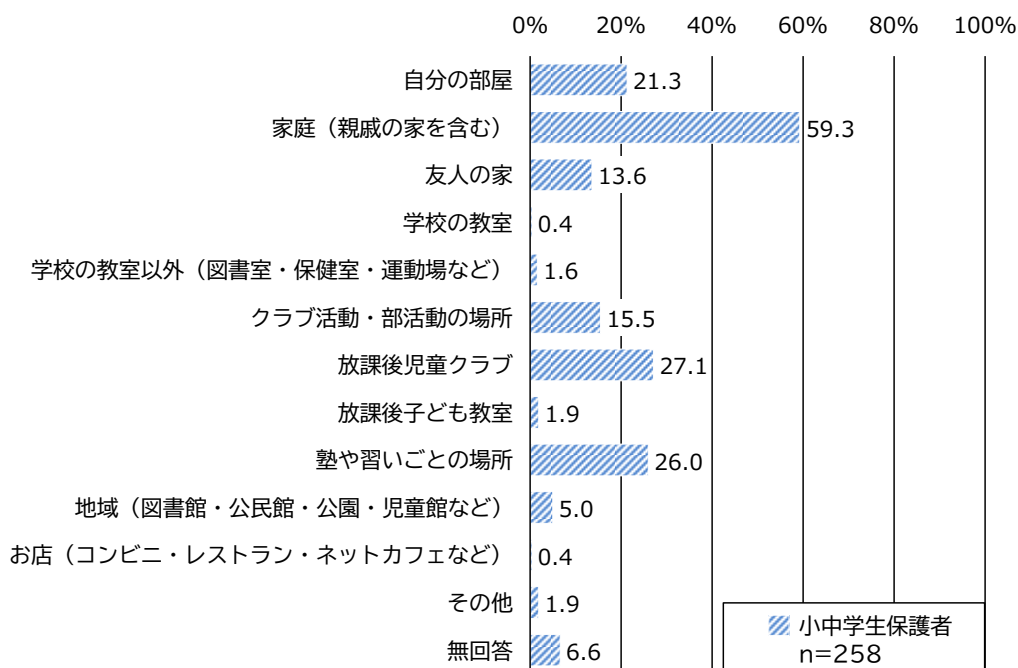
小学4～6年生では、「自宅」が68.8%で最も高く、次いで「習いごと（学習塾、運動教室、ピアノ教室など）」が39.6%、「放課後児童クラブ」が32.7%となっています。

また、小中学生保護者には、実際に過ごしている場所を伺っており、「家庭（親戚の家を含む）」が59.3%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が27.1%、「塾や習いごとの場所」が26.0%となっています。

図表17:放課後に過ごさせたい場所



図表18:放課後に過ごしている場所



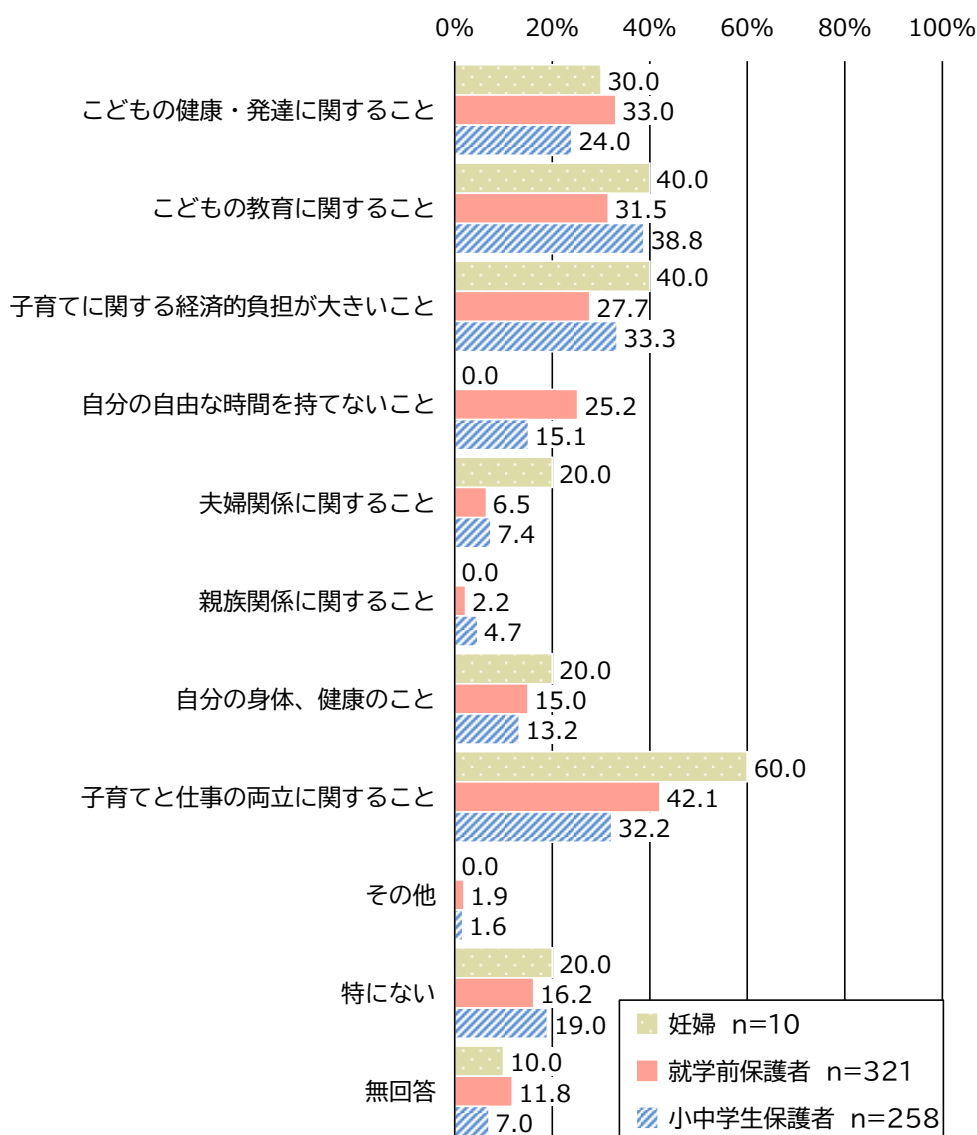
③困っていること・悩んでいること・つらいことについて

妊娠・出産・子育てや家庭について、困っていること・悩んでいること・つらいことをみると、妊婦では、「子育てと仕事の両立に関すること」が60.0%で最も高く、次いで「こどもの教育に関すること」「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が40.0%、「こどもの健康・発達に関すること」が30.0%となっています。

就学前保護者では、「子育てと仕事の両立に関すること」が42.1%で最も高く、次いで「こどもの健康・発達に関すること」が33.0%、「こどもの教育に関すること」が31.5%となっている。

小中学生保護者では、「こどもの教育に関すること」が38.8%で最も高く、次いで「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が33.3%、「子育てと仕事の両立に関すること」が32.2%となっている。

図表19: 困りごとや悩みごと(保護者)



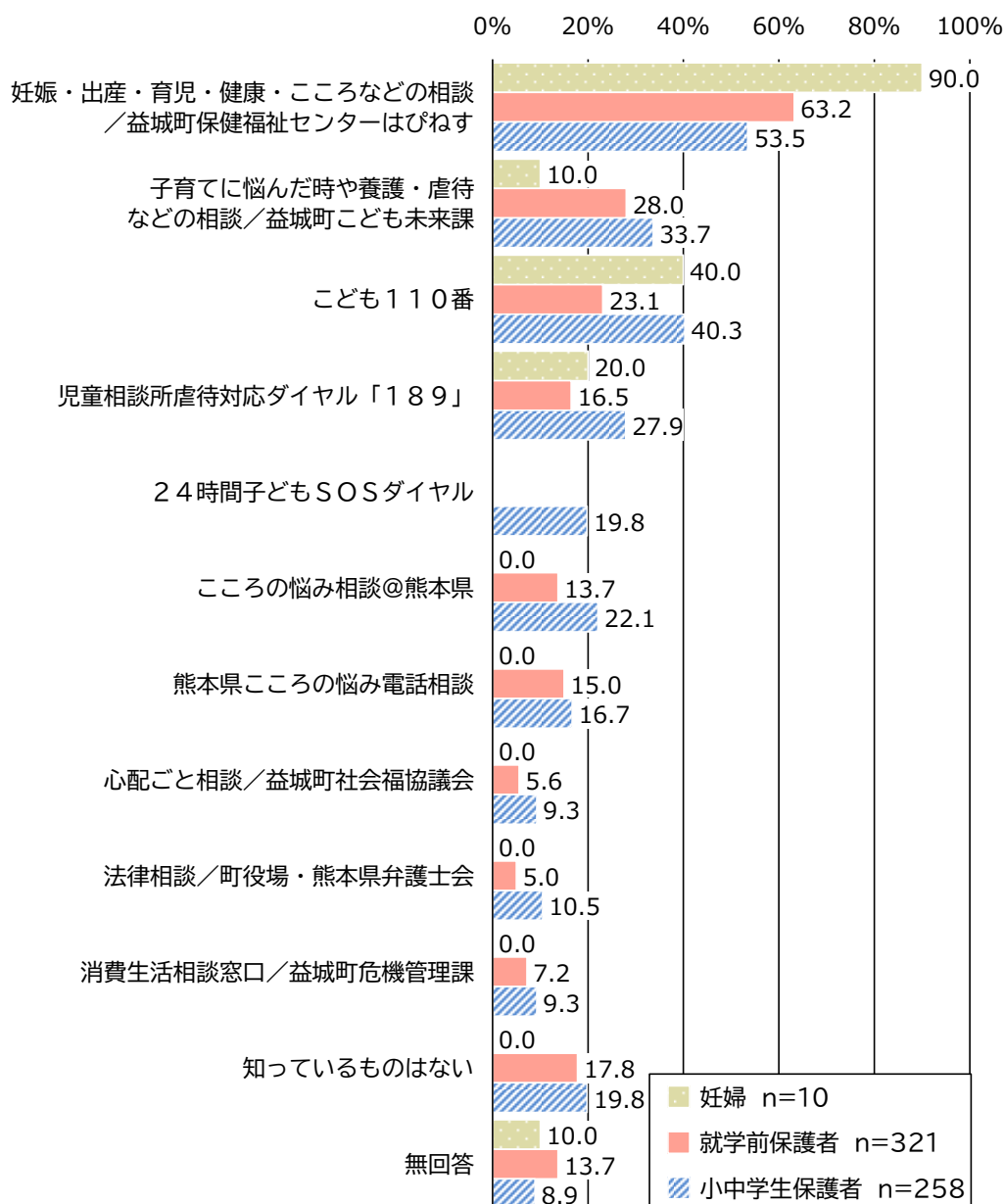
④相談窓口について知っているもの

子育て世代の方が困りごとや悩みごとを相談できる窓口のなかで知っているものをみると、妊婦では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が90.0%で最も高く、次いで「こども110番」が40.0%、「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」が20.0%となっています。

就学前保護者では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が63.2%で最も高く、次いで「子育てに悩んだ時や養護・虐待などの相談／益城町こども未来課」が28.0%、「こども110番」が23.1%となっています。また、「知っているものはない」が17.8%でした。

小中学生保護者では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が53.5%で最も高く、次いで「こども110番」が40.3%、「子育てに悩んだ時や養護・虐待などの相談／益城町こども未来課」が33.7%となっています。また、「知っているものはない」が19.8%でした。

図表20:相談窓口の認知度



※「24時間子どもSOSダイヤル」は小中学生保護者のみの選択肢です

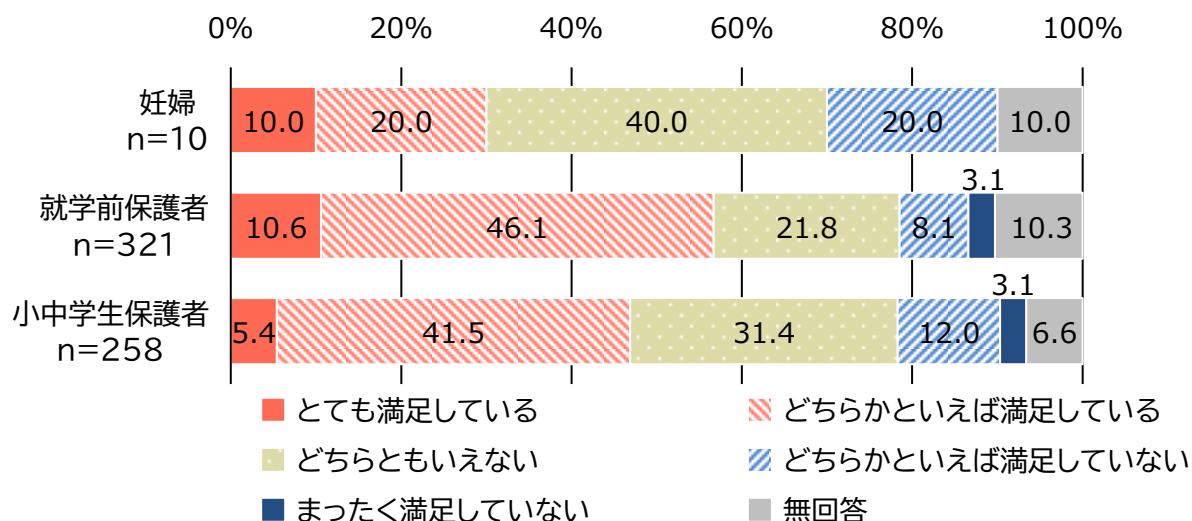
⑤子育て環境への満足度について

町の子育て環境に対する満足度についてみると、妊婦では、『満足している』(「とても満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が30.0%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「まったく満足していない」の合計)が20.0%となっています。

就学前保護者では、『満足している』が56.7%で、『満足していない』が11.2%となっています。

小中学生保護者では、『満足している』が46.9%で、『満足していない』が15.1%となっています。

図表21:子育て環境の満足度



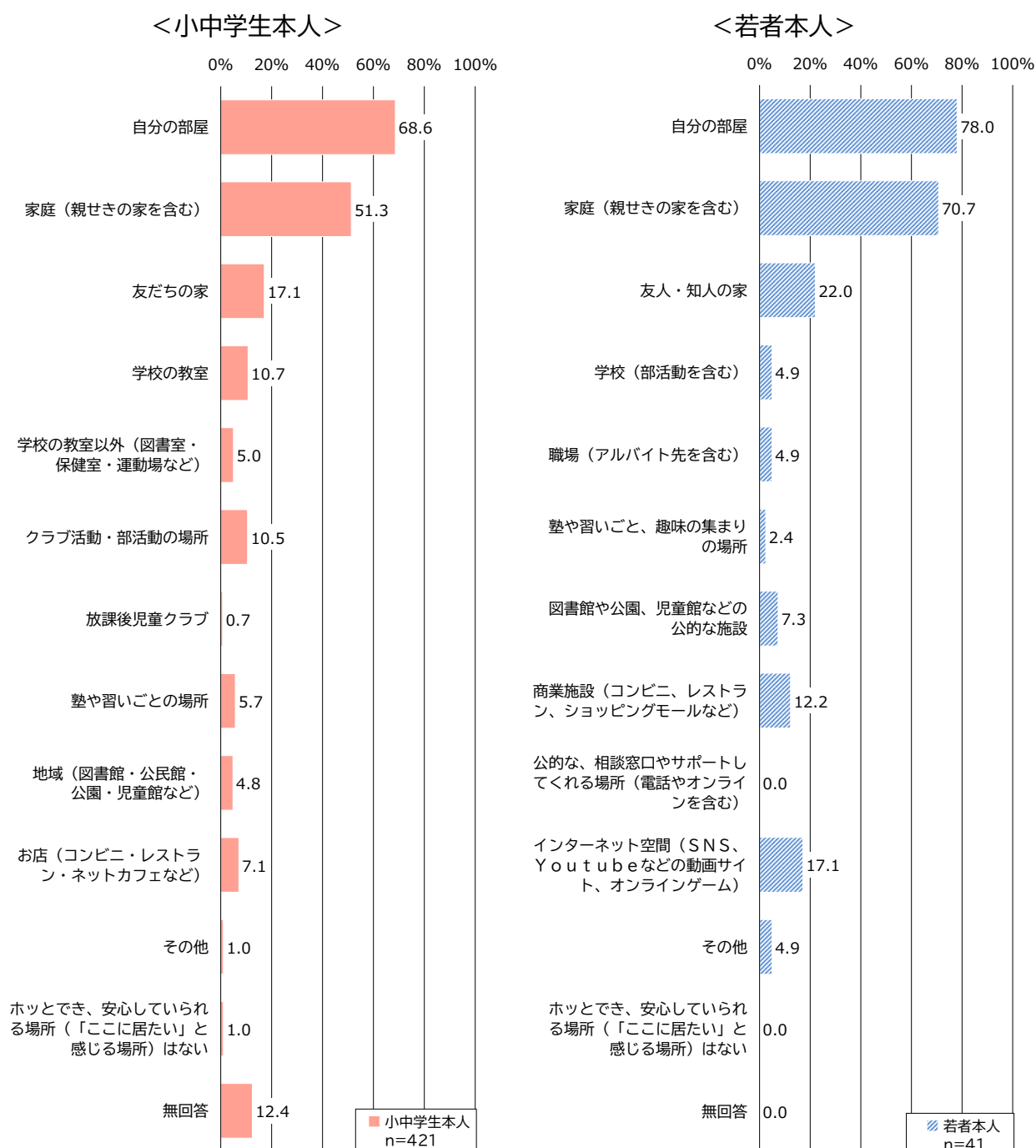
(2)小学生本人、若者本人の結果

①安心していられる場所

ホッとでき、安心していられると思う場所（「ここに居たい」と感じる場所）をみると、小中学生本人では、「自分の部屋」が68.6%で最も高く、次いで「家庭（親せきの家を含む）」が51.3%、「友だちの家」が17.1%となっています。

若者本人では、「自分の部屋」が78.0%で最も高く、次いで「家庭（親せきの家を含む）」が70.7%、「友人・知人の家」が22.0%となっています。

図表22:安心していられる場所

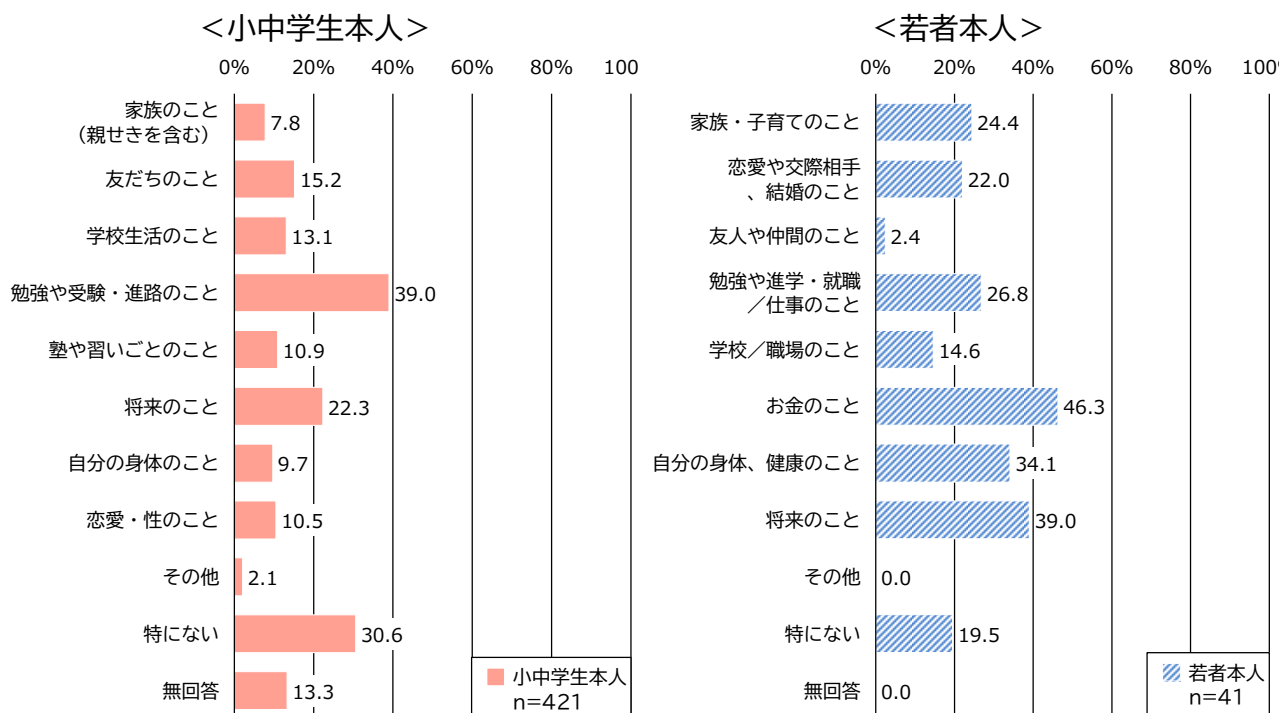


②困っていること、悩んでいること、つらいことについて

日頃、困っていること・悩んでいること・つらいことをみると、小中学生本人では、「勉強や受験・進路のこと」が39.0%で最も高く、次いで「特にない」が30.6%、「将来のこと」が22.3%となっています。

若者本人では、「お金のこと」が46.3%で最も高く、次いで「将来のこと」が39.0%、「自分の身体、健康のこと」が34.1%となっています。

図表23: 困りごとや悩みごと(こども・若者)

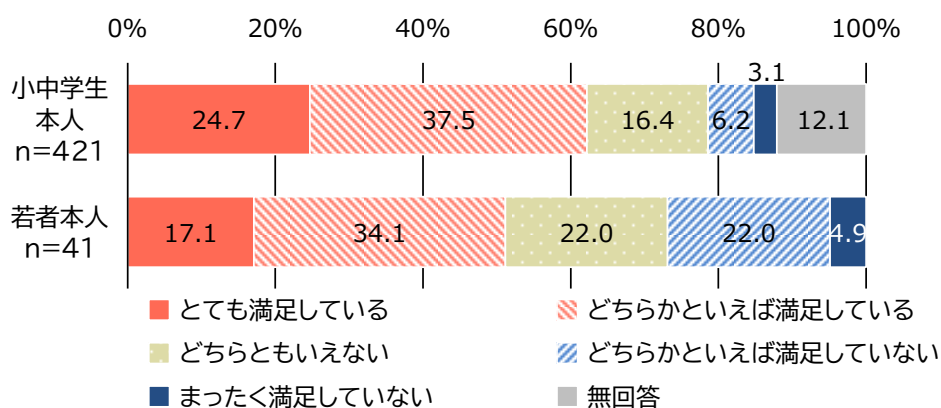


③こども・若者を取り巻く環境の満足度について

自身やまわりのこども・若者を取り巻く益城町の環境(まわりの状態や世界)の満足度をみると、小中学生本人では、『満足している』(「とても満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が62.2%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「まったく満足していない」の合計)が9.3%となっています。

若者本人では、『満足している』が51.2%で、『満足していない』が26.9%となっています。

図表24: こども・若者を取り巻く環境の満足度

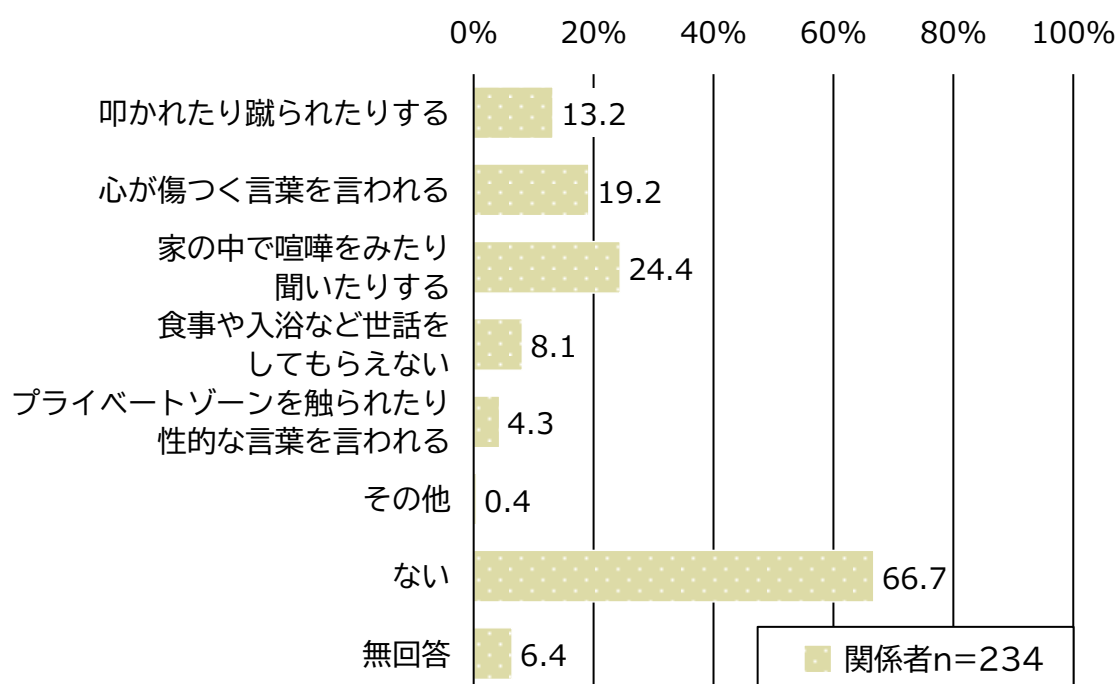


(3)子ども・若者支援等の関係者の結果

①こどもが大人からされたことを見聞きした経験について

こどもが大人からされたことを見聞きした経験についてみると、「家の中で喧嘩をみたり聞いたりする」が24.4%、「心が傷つく言葉を言われる」が19.2%、「叩かれたり蹴られたりする」が13.2%となっています。

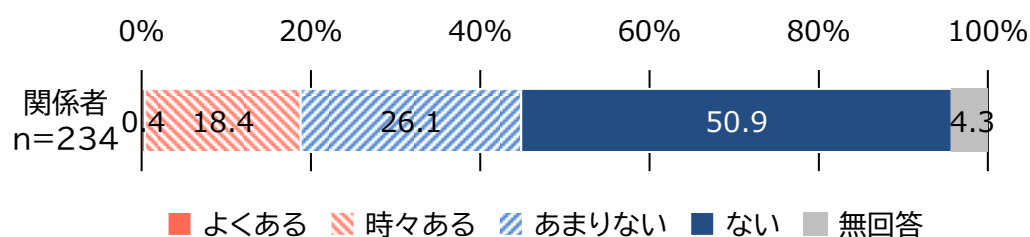
図表25:こどもが大人からされたことを見聞きした経験



②こどものいじめについて見たり聞いたりした経験

「よくある」が0.4%、「時々ある」が18.4%となっている。また、「あまりない」が26.1%、「ない」が50.9%となっています。

図表26:こどものいじめについて見たり聞いたりした経験

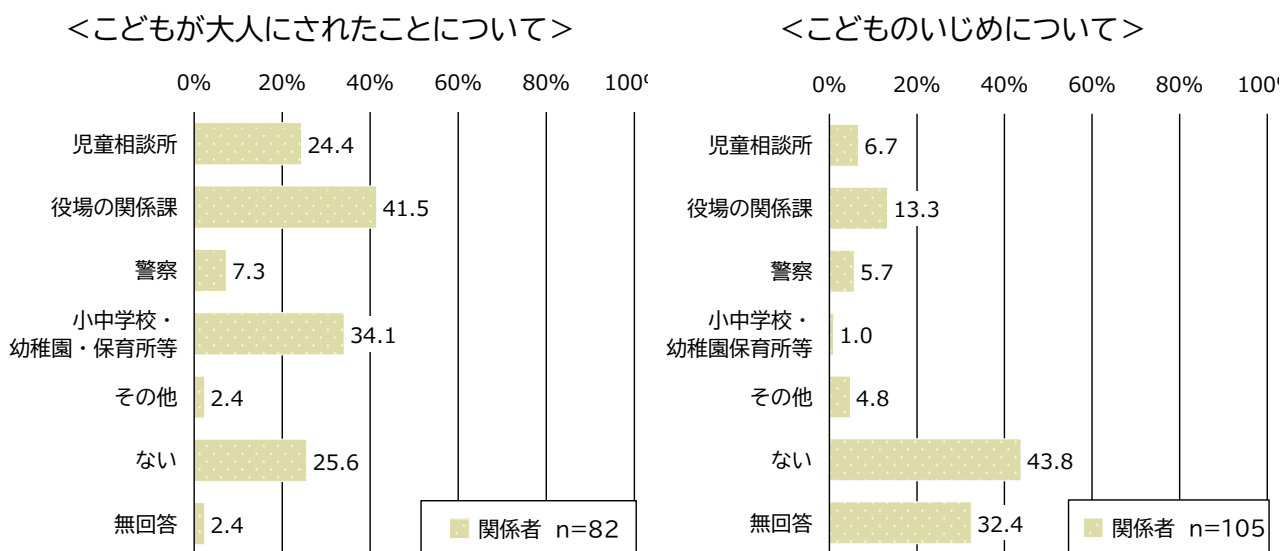


③子どもに関することを相談した機関について

(所属先で関わる)子どもに関することを相談した機関をみると、子どもが大人からされたことについては、「役場の関係課」が41.5%で最も高く、次いで「小中学校・幼稚園・保育所等」が34.1%、「ない」が25.6%となっています。

子どものいじめ(いじめる、いじめられる)については、「ない」が43.8%で最も高く、次いで「役場の関係課」が13.3%、「児童相談所」が6.7%となっています。

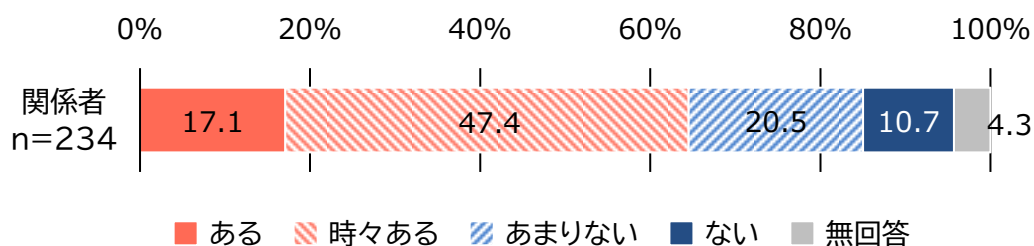
図表27:子どもに関することを相談した機関



④子どもに関わる際の困りごとや悩み事の有无

「ある」が17.1%、「時々ある」が47.4%と、合わせて64.5%となっています。

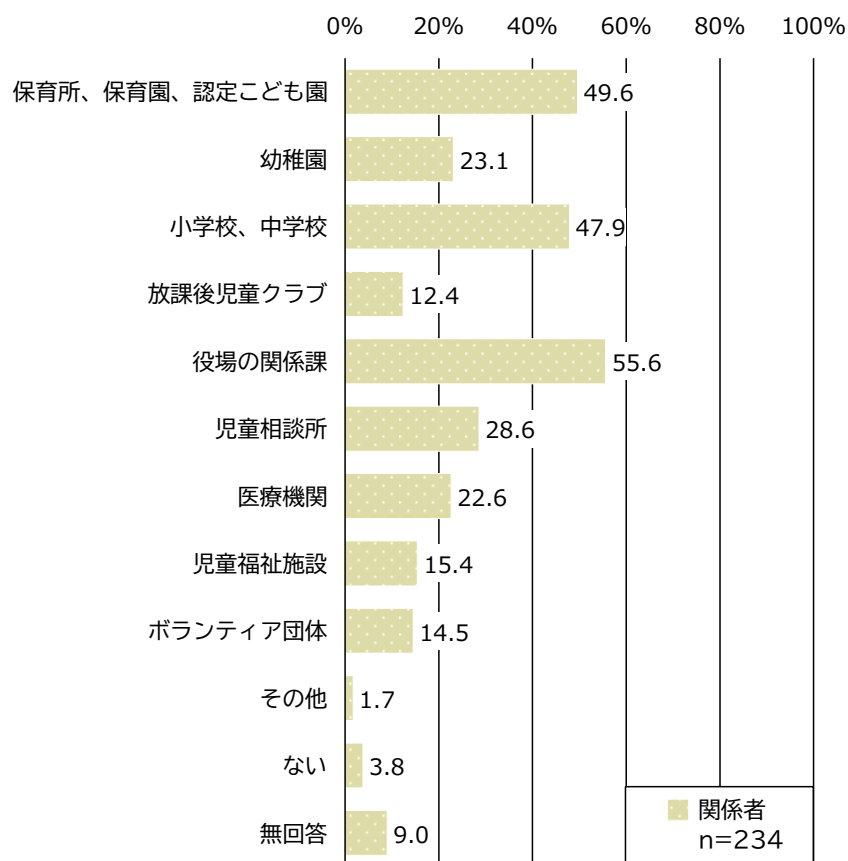
図表28:子どもに関わる際の困りごとや悩み事の有无



⑤こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無

こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無をみると、「役場の関係課」が55.6%で最も高く、次いで「保育所、保育園、認定こども園」が49.6%、「小学校、中学校」が47.9%となっています。

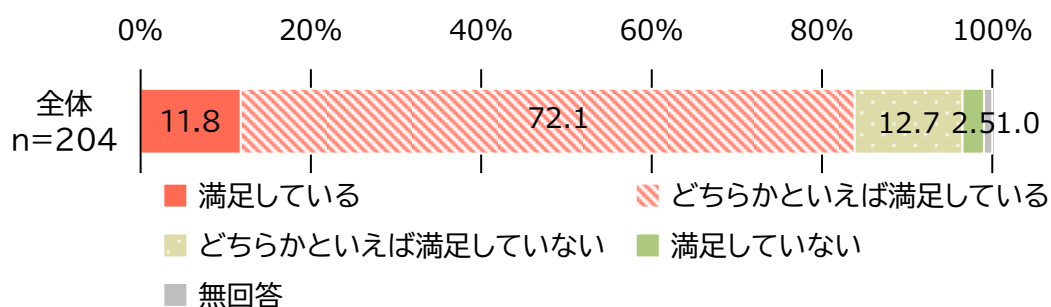
図表29:こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無



⑥子育て支援の連携・協力への満足度

子育て支援の連携・協力への満足度についてみると、『満足している』(「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が83.9%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「満足していない」の合計)が15.2%となっています。

図表30:子育て支援の連携・協力への満足度



熊本県では、「子どもの貧困対策推進法」に基づき、子どもの貧困対策計画を令和 2 年 3 月に策定し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に取り組んでいます。

このため、熊本県では県計画の実効性を高めるとともに市町村による取組みを支援するため、全市町村域における子どもの生活実態を把握するための調査を実施しました。

◎調査の概要

調査期間	令和5年(2023年)8月25日(金)～10月14日(土)
調査方法	・調査票(WEB アンケート)の回答用 QR コードが記載された依頼文を市町村を通じ各学校に配付し、各学校から調査対象者に配付。 ・調査対象者は、学校や家庭等で WEB アンケートに回答を入力
調査主体	熊本県
調査対象者	県内の公立小学校5年生の子ども及び保護者 県内の公立中学校2年生の子ども及び保護者

◎回収状況(益城町分)

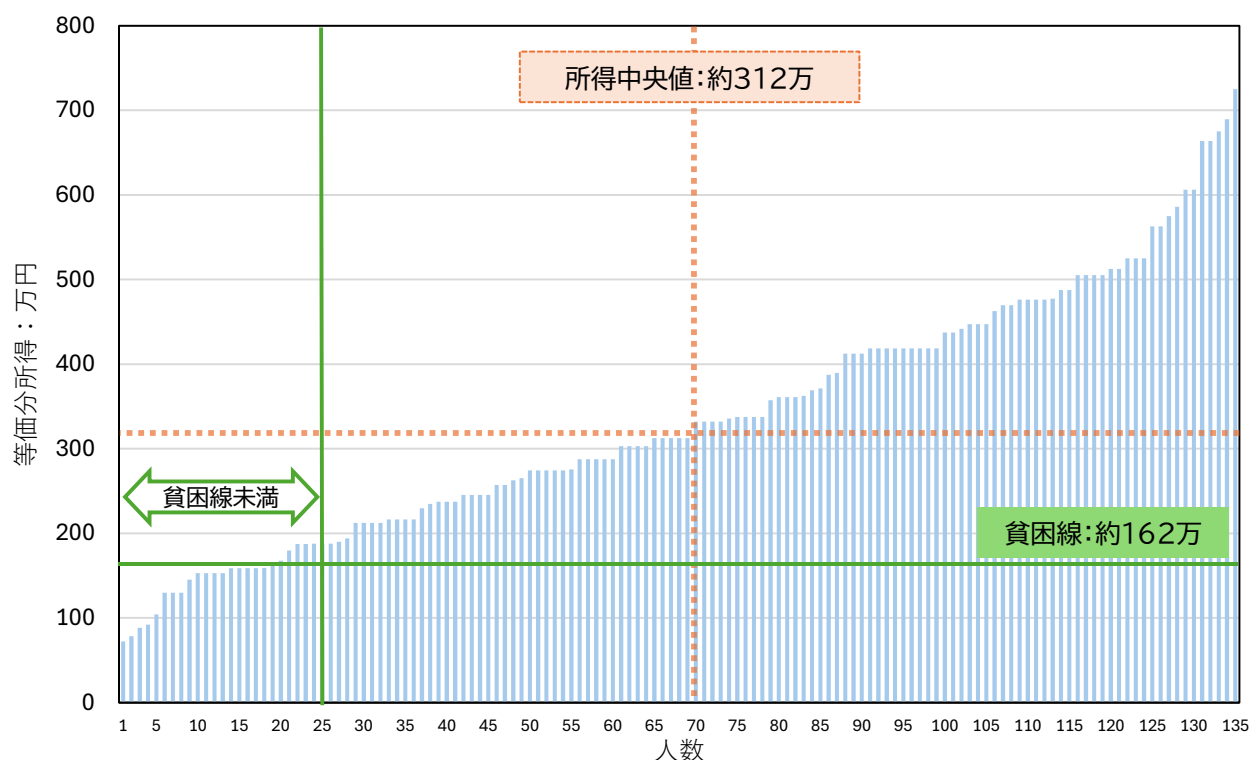
下記の回答数のうち、貧困線の算出に必要な有効回答者数(保護者と子どもの回答を紐づけ可能な回答数)は135件でした。

調査対象者	略称	回答数
小学校5年生	保護者	106
	子ども	129
中学校2年生	保護者	41
	子ども	65
保護者・子どもの どちらかが回答なし	保護者	80
	子ども	33

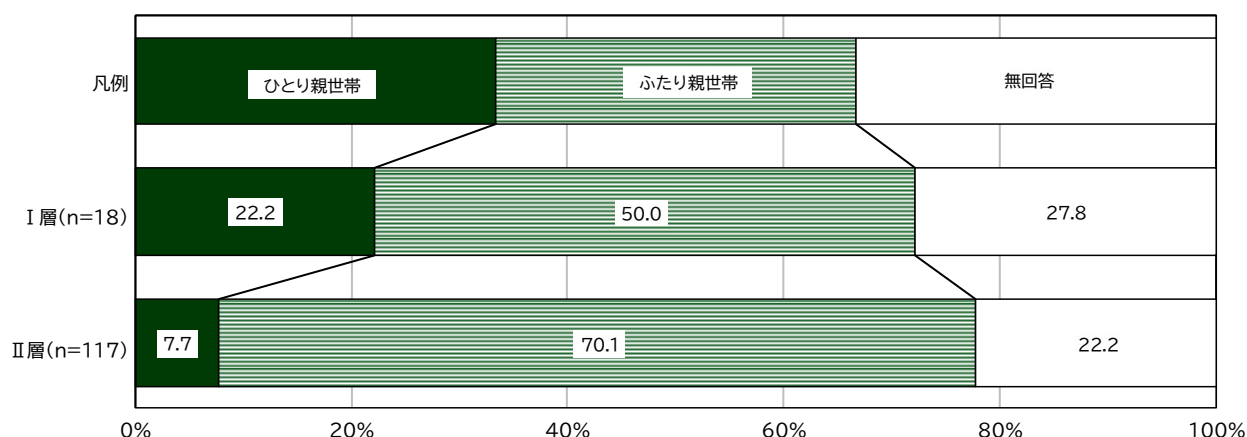
①経済状況について

熊本県が算出している貧困線(約162万円)を基準として、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分して、集計・分析を行いました。数全体におけるⅠ層の割合は13.3%となっています。また、Ⅰ層におけるひとり親世帯の割合は22.2%です。

参考値として、内閣府の上記の報告書における貧困線からみると、下回る層(本調査ではⅠ層)の割合は12.9%で、そのうちひとり親世帯の割合は50.2%となっており、熊本県における貧困線を下回る層の割合は13.3%、そのうちひとり親世帯の割合は40.9%となっています。



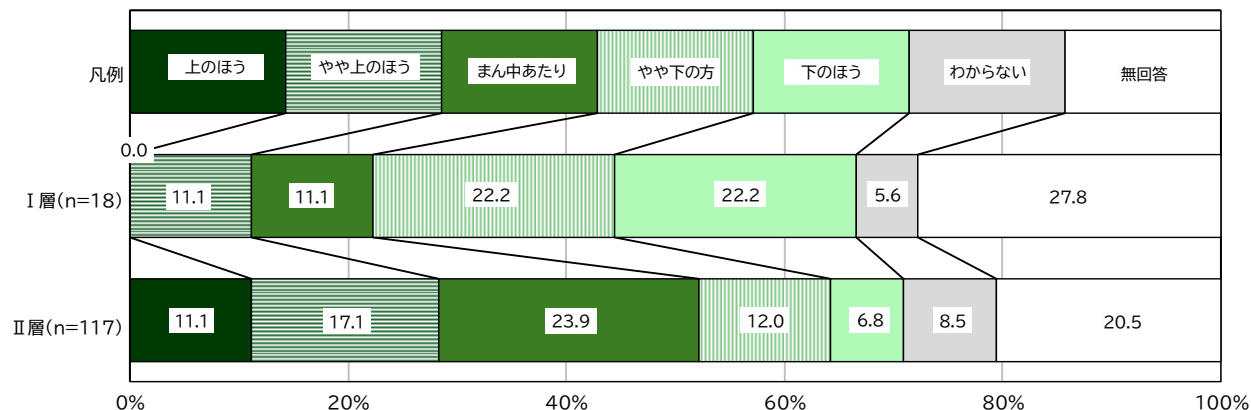
【小学5年生(保護者)・中学2年生(保護者)】



※世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」(世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す)を算出。等価世帯収入の「中央値の2分の1」の額を貧困線とし、同線を下回る層をⅠ層(それ以外をⅡ層)として分類。全体におけるⅠ層の割合を相対的貧困率としている。

②経済状況と子どもの成績について

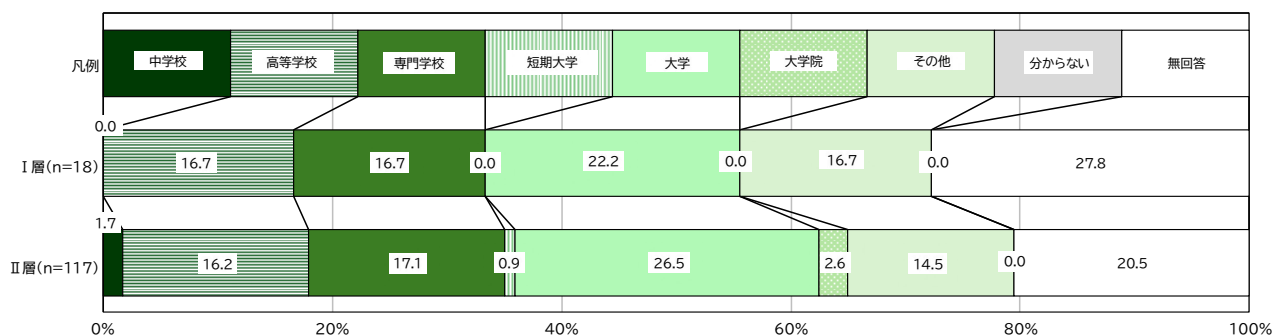
経済状況と子どもの成績の関係をみると、Ⅰ層ではⅡ層に比べて、「やや下の方」「下の方」の割合が高くなっています。



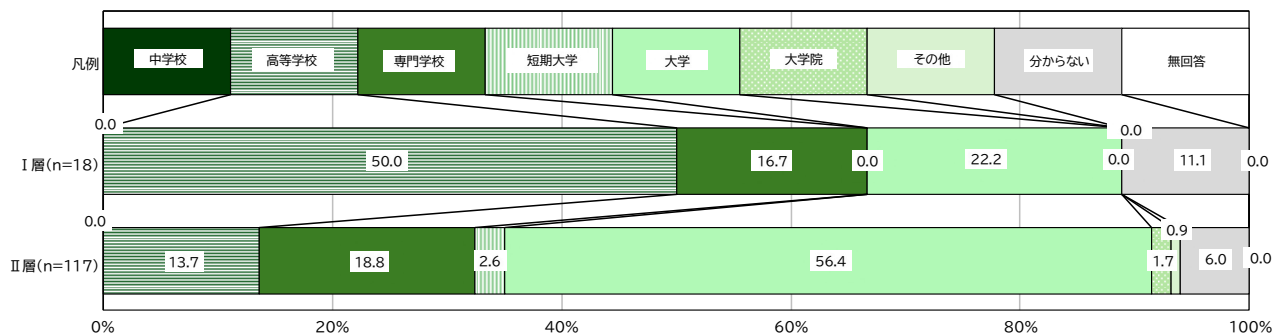
③経済状況と子どもの進学希望及び保護者の進学への望みについて

経済状況と子どもの進学希望の関係をみると、Ⅰ層ではⅡ層に比べて、「その他」の割合が高く、「大学」や「大学院」の割合が低くなっています。また、保護者が子どもをどの段階まで進学させたいかについては、Ⅰ層ではⅡ層に比べて「高等学校」の割合が高く、「専門学校」や「大学」の割合が低くなっています。

【小学5年生（子ども）・中学2年生（子ども）】



【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）】



(4)若者ヒアリングの結果

※今後整理予定

前期計画の計画期間では、主に以下のことに取り組みました。また、取り組みの振り返りとともに今後の課題を整理しました。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

●取り組み状況

①教育・保育施設の一体的提供の推進

- ・教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の適切な運営を図りました。普及に関しては、待機児童の解消に注力したことから、促進までは至りませんでした。今後の教育・保育ニーズを検証しながら、適切な量の整備に努めていきます。

②教育・保育の質の向上

- ・幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、年長児や年中児を対象に巡回相談を実施しました。
- ・令和3年度(2021年度)には、待機児童解消と保育施設の保育士の確保につなげるため、熊本県の補助を活用し、「予備保育士確保促進事業¹」を令和5年度(2023年度)まで実施しました。
- ・令和5年度(2023年度)からは、国の保育対策総合支援事業を活用し、「保育補助者雇上強化事業²」と「保育体制強化事業³」を実施し、新たに保育士になりたい人材の育成と保育士の負担軽減を図るための環境整備を行いました。「保育補助者雇上強化事業」を活用し、1名の保育士資格の取得につなげました。
- ・平成31年度(2019年度)から合計2名の医療的ケア児童の受入れを1園の保育施設で実施し、令和6年(2024年)10月には受入れにあたっての基準を整備するため、「医療的ケア児童の受入れガイドライン」を策定し、多様な保育ニーズに対応できる体制を構築しました。

③産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- ・待機児童問題の解消のため、特定教育・保育施設等の計画期間中に見直しを行い、保育施設の整備を推進しました。(令和4年度(2022年度)保育受け皿1,272名から令和6年度(2024年度)保育受け皿1,509名2年度間で237名分の受け皿を拡充)統計後はじめて令和5年度(2023年度)に待機児童ゼロを実現しました。
- ・多様な保育施設の利用を促進するため、育児休業取得中の児童の継続入所期間を1年から最大3年に見直しました。

¹ 配置基準を超えて予備的に雇用される保育士を年度当初に確保することで、年度後半に向かって増える保育需要に対応し、もって児童の福祉の向上を図り、産休及び育休明けの保育利用者の年度途中の保育入所を円滑に進める事業

² 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する事業

³ 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人のこどもの保護者とのやり取りに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る事業

●課題

共働き世帯の増加が見込まれ社会情勢を鑑みると、教育利用よりも保育利用へのニーズが高まっています。同時に、育児休業制度の取得推進が進められており、多用な保育ニーズに対応できるような仕組み作りが必要な状況です。今後のニーズ量の把握に努めながら、適切な施設整備を進める必要があります。

国の保育対策総合支援事業や各種補助金を活用しながら、保育士の方がより働きやすい環境を整備し、更に保育の質の向上を図っていく必要があります。

また、小学校との接続に関しては、幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実を図るため、町教育委員会が主導的な役割を発揮し、「幼保小の架け橋プログラム」の推進を図りながら、年長児から小学1年生までの2年間のカリキュラム作成に向けた支援体制を構築していく必要があります。

併せて、令和8年度(2026年度)から本格運営が開始される「こども誰でも通園制度」の体制整備に向けた検討が必要な状況です。

(2)地域における子育ての支援

●取り組み状況

①こどもの居場所の充実

- ・児童館運営、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後子ども教室推進事業へ取り組みました。
- ・いじめ問題に関する相談体制を整え、学校や関係機関と連携して対応しました。

②親支援の充実

- ・益城町保健福祉センターで子育て広場を実施し、子育てに関する不安や悩みの解消、こどもの発達支援、保護者同士の情報交換の機会を提供しました。令和2年度(2020年度)以降は時間予約制を導入し、令和5年度(2023年度)にはWEB予約システムも導入することで、より利用しやすい環境を整備しました。
- ・保護者支援の充実を図るため、保護者へ生活や子育て、家庭に関する助言や仲間づくりができる親子講座を実施しました。
- ・つどいの広場事業を実施し、乳幼児の保護者間の交流や育児相談・情報交換を気軽にできる場所を提供しました。
- ・会員登録した地域住民間で、こどもを預けたい人と預かる人が相互援助活動を行う事業(ファミリーサポートセンター)を実施しました。

③経済的支援の充実

- ・経済的支援充実のため、児童手当(令和6年(2024年)10月分より対象者・支給額を拡充)、子ども医療費助成事業(令和4年(2022年)10月診療分より対象者を拡充)、就学援助事業を行いました。

●課題

母親支援を中心としてきましたが、地域全体で子育て支援をしていくという観点から、今後は父親支援の視点も取り入れた事業の検討が必要です。

(3)こどもと親の健康づくり

●取り組み状況

①妊娠・出産の支援

- ・妊婦健康診査(14回分費用助成)と母子健康手帳交付(保健指導等実施)を実施しました。母子健康手帳交付は、令和5年度(2023年度)にはWEB予約の導入と、事前の届出書やアンケートのWEB入力も導入しました。また、母親の育児支援とメンタル支援に寄与する産後ケア事業を実施しました。
- ・妊産婦及び乳幼児の家庭訪問を継続して実施し、令和5年度(2023年度)からは伴走型支援と出産子育て応援交付金を一体的に実施しました。
- ・乳幼児の事故防止啓発のため、事故防止に関する資料の配布と乳幼児健診時に問診による確認を実施しました。

②こどもの健康の確保

- ・乳幼児健診や発達健診を実施しました。また、臨床心理士による心理相談や集いの広場での子育て相談を実施しました。これらの取り組みから継続支援が必要であるこどもに対しては保護者の了承のもと個別園訪問や個別相談に応じてきました。
- ・予防接種、フッ化物塗布、フッ化物洗口を実施。予防接種は計画通り実施し、WEB申請による予診票発行とアプリによる接種スケジュール管理を導入しました。フッ化物塗布は、1歳6か月児と3歳児健診で実施しました。フッ化物洗口は保育園・幼稚園で概ね実施、小中学校でも実施しました。

③健康教育の推進

- ・食育歯科教室やなどの料理教室(親子クッキング、手作り離乳食教室)を実施し、健康教育の推進を図りました。
- ・子育てに困難を抱える保護者等を対象に相談支援や小集団での遊びを提供するつくしんぼ教室(月1回開催)は、令和4年度(2022年度)から再開し、1歳6か月児検診後のフォローアップも兼ねて子育て支援を実施しました。

④小児医療の充実

- ・小児医療体制を充実させるため、熊本県と熊本県医師会が推進する広域化事業に参加し、町外の医療機関でも予防接種や妊婦健診が受けられる体制を整備しました。

●課題

新型コロナウイルスの感染拡大により中止や事業方法を変更した取り組みもあり、今後の事業展開を検討や各事業の周知を図ることが必要です。

(4)こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり

●取り組み状況

①社会全体でこどもを育む教育施策の充実

- ・読書推進の一環として、乳幼児とその保護者を対象とした絵本2冊の無償提供を行うブックスタート事業や町交流情報センター(図書館)でのお話を隔週で開催しました。
- ・地域連携の推進を図るため、各学校の地域連携担当職員と定期的に会議を行いました。
- ・町内各学校の相談体制の充実を図るため、熊本県派遣や教育事務所配置のスクールカウンセラーによる児童生徒への支援を行いました。
- ・各小中学校の1年生のクラスに補助職員を1人ずつ配置し、小一プロブレム、中一ギャップへの解消を図りました。
- ・町内すべての小中学校に会計年度任用職員を1人ずつ配置し、地域の教育力向上や教職員の負担軽減を図りました。

②交通安全・防犯体制の強化

- ・各小学校の授業を通じての交通安全指導を行い、登下校時間帯には防犯パトロールを実施しました。

●課題

地域全体で、心身の健やかな成長のための環境づくりを進めながら、地域及び各課連携のもと、引き続き現行の事業を継続していきます。

(5)仕事と子育てを支える地域社会づくり

●取り組み状況

①仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みについて、益城町男女共同参画計画に基づいて、広報誌や情報誌などさまざまな媒体を通じて広報・啓発に努めました。
- ・就労・両立支援として、就労支援講座(パソコン教室)を実施しました。また、令和4年度(2022年度)には、就労の個別相談として、ジョブカフェを実施しました。

●課題

益城町男女共同参画計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行うとともに、就労・両立支援については、現在の施策以外にも町民のニーズに対応できる講座の開催等の取り組みを検討する必要があります。

(6)要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

●取り組み状況

①児童虐待等の防止対策の充実

- ・こども未来課に相談窓口を設置し、児童相談所や各関係機関と連携し、児童および妊産婦の支援を行いました。
- ・いじめ問題に関する相談体制を整え、学校や関係機関と連携して対応しています。(再掲)
- ・町内各学校の相談体制の充実を図るため、熊本県派遣及び教育事務所配置のスクールカウンセラーによる児童生徒への支援を行いました。(再掲)

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・児童扶養手当について町で申請の受付を行っています。
- ・ひとり親家庭等の健康の保持および生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等医療費助成事業を実施しています。

③障がい児施策の充実

- ・乳幼児健診や発達健診を実施しました。また、臨床心理士による心理相談や集いの広場での子育て相談を実施しました。これらの取り組みから継続支援が必要であることに対しては保護者の了承のもと個別園訪問や個別相談に応じてきました。(再掲)
- ・早期支援の一環として、保育所・幼稚園への巡回相談を実施し、就学後についても学校からの要請により巡回相談を実施しています。
- ・特別支援教育支援員を小中学校に配置し、学習支援等を行うとともに、医療介助の必要な児童生徒においては、医療支援員を配置しました。
- ・障がい児や療育が必要な子どもに対し、障がい児福祉計画に基づき、福祉サービスの提供に努めました。
- ・質の高い療育サービスを提供するため、障害児通所支援事業所選定のための公募を実施しました。

●課題

要保護及び要支援児童等に関する相談対応や支援接続には高度な相談対応技術が必要であり、今後担当専門職の技術向上やこども家庭センターの機能の充実が必要です。

対象となる児童が年々増加している現状を踏まえ、地域資源の開発や児童発達支援センター等関係機関との連携強化が重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

※この章には検討中の項目が多く含まれます

1

基本理念

.....まち

こどもまんなか益城町

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本町では、第2期町計画において「みんなで子育ていきいき親子」を基本理念として掲げ、各種施策を進めてきました。

こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

また、こども・若者へのアンケート結果では、「人や社会の役に立ちたい」（小中学生：74.3%、若者：87.8%）との回答が多くみられた一方で、「社会を自分の力で変えられる」（小中学生：31.4%、若者：19.5%）との回答は、低くみられました。このような結果から、今後、.....を指し、本計画の目指す方向性である基本理念を、“.....こどもまんなか益城町”とします。

様々な事情を抱える家庭や困難を抱える若者等を含む、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指し、本計画を推進していきます。

2

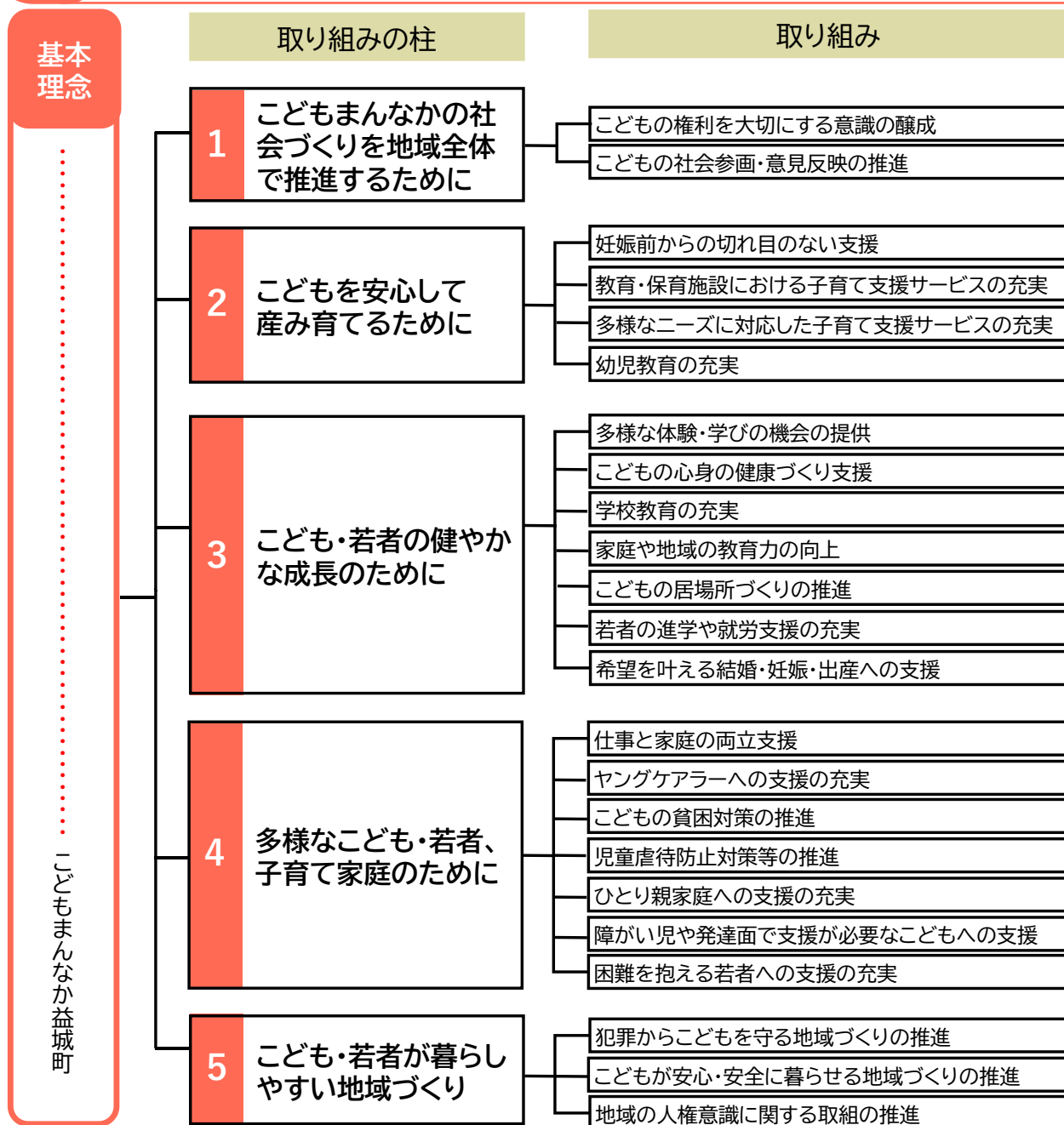
基本目標

基本理念のもと以下の基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標 1	地域全体でこどもまんなか社会を実現するまち
基本目標 2	安心してこどもを生み育てることができるまち
基本目標 3	こども・若者が健やかに成長し、希望をもつことができるまち
基本目標 4	多様なこども・若者、子育て家庭が置かれた環境に関わらず幸せに暮らすことができるまち
基本目標 5	こども・若者が安全に暮らすことができるまち

3

施策の体系



各施策を進めるにあたり、共通の考え方として、以下の2つの視点をもって取り組みます。

<視点1> ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を切れ目なく提供します。また、こども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるまで、必要な支援を年齢等の理由で途切れることなく推進します。

<視点2> 当事者としての目線

こども・若者の最善の利益が優先して考慮されるように、また、子育て当事者が子育て期の人生全体を充実させることができるように、こども・若者及び子育て当事者の細かなニーズや実態の把握に努めます。さらに、障がい・疾病・虐待・貧困など困難な状況にあるこども・若者や家庭も含め、誰一人取り残されることのないよう支援を行います。

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるまち

※レイアウト案

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

それぞれのライフステージにおける課題を十分把握し、妊娠期から子育ての期間までを切れ目なく質の高い支援をすることで、子育て当事者の将来への見通しを示し、安心感の向上を図ります。

<具体的な施策>

1	
施策の方針	
2	
施策の方針	
3	
施策の方針	

<主な取組み>

- ・〇〇事業
- ・△△事業

第5章 量の見込み確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

益城町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 「量の見込みの算定」について

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

図表31:各歳人口の推計

単位:人

	推計				
	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	288	293	292	296	300
1歳	326	308	313	312	316
2歳	334	341	323	328	327
3歳	334	351	359	340	345
4歳	371	350	368	377	357
5歳	323	382	361	379	388
6歳	356	334	395	373	392
7歳	372	363	341	403	381
8歳	354	378	369	347	410
9歳	403	359	383	374	352
10歳	402	407	363	387	378
11歳	442	404	409	365	389
0-5歳	1,976	2,025	2,016	2,032	2,033
6-11歳	2,329	2,245	2,260	2,249	2,302
0-17歳計	6,527	6,605	6,622	6,666	6,696

子ども・子育て支援給付については、市町村は教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めることとなっています。

※レイアウト案

(1)1号認定(教育標準時間認定)

【対象】

満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】

幼稚園、認定こども園

【提供体制の考え方】

.....。

単位(人)

就園児童数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
A 量の見込み					
B 確保の内容					
認定こども園 (私立)					
幼稚園 (公立)					
B - A					

※レイアウト案

(1)延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、11時間を超えて保育園において保育を実施する事業

【提供体制の考え方】

.....。

単位（人）

利用者数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
A 量の見込み					
B 確保の内容					
B－A					

第6章 計画の推進体制

(1)家庭の役割

イラスト挿入予定

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭がこどもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。このことを踏まえ、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともにこどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2)地域の役割

イラスト挿入予定

こどもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、こどもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべてのこどもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。また、地域全体で子育て中の家庭を支え、こどもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが重要です。

(3)企業・職場の役割

イラスト挿入予定

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4)行政の役割

イラスト挿入予定

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、近隣市町村、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

2

計画の推進体制

本町では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、町域を超えた利用を想定して、近接する等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用するこどもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3

計画の達成状況の点検・評価

(計画策定)

- 子ども・子育て会議での審議を踏まえた計画の策定
- 目標設定



プラン
Plan
計画



ドゥ
Do
実行

(計画の推進、事業実施)

- 各主体との連携・協働での実施

(実施状況等の点検・評価)

- 子ども・子育て会議における事業等の進捗状況等の評価
- 推進部会での情報集約



アクション
Action
改善



チェック
Check
確認・評価

(事業の継続・拡充・計画見直し)

- 予算編成等における事業評価
- 量の見込みと確保の内容の検討・見直し

資料編

資料編では、策定員会委員名簿等を掲載予定

益城町こども計画
(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))

発行年月:

発 行:

〒

TEL:

FAX:

協力 株式会社 サーベイリサーチセンター 南九州事務所